

第4次

山形県犯罪のない安全で安心な

まちづくり推進計画

(案)

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 責務・役割	2
5 推進体制及び進行管理	3
第2章 県内の犯罪の動向と防犯対策の現状及び課題	4
1 県内の犯罪の動向	4
2 県内の防犯対策の現状	18
3 第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画における取組	22
4 今後取り組むべき主な課題	25
第3章 推進計画の目標と基本方向	26
1 計画の目標	26
2 数値目標の設定	26
3 第4次計画の重点取組	26
4 基本方向	28
5 施策の体系	29

第4章 施策の推進	31
基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚	31
推進施策1 自主防犯意識の啓発	31
推進施策2 規範意識の向上	34
推進施策3 地域安全情報の提供	38
基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成	40
推進施策1 地域における連帯意識の向上	40
推進施策2 地域における防犯活動の促進	42
基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備	44
推進施策1 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理	44
推進施策2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及	46
推進施策3 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上	47
推進施策4 防犯カメラの適正な設置・運用の啓発	49
基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	50
推進施策1 学校・通学路等における子どもの安全確保	50
推進施策2 子ども、女性等の安全確保に係る施策の充実	52
推進施策3 高齢者、障がい者等の安全確保の推進	55
数値目標一覧	57

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

県では、犯罪による不安を解消し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成19年4月に施行した「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づいて、これまで3次にわたり「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」を策定し、関係機関や団体と連携を図りながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的に展開してきました。

その結果、刑法犯認知件数は減少を続け、令和2年の刑法犯認知件数は戦後最少となるなど、大きな成果をあげることができました。

しかし、その一方で、県民の身近なところで侵入窃盗や子どもへの不審な声かけ事案、特殊詐欺被害等が依然として発生しており、加えて人口減少や少子高齢化の進行による地域の防犯力の低下が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）による生活様式の変化など、近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

こうした社会情勢に対応するため、これまでの安全で安心なまちづくりに関する取組を検証するとともに、今後の課題について整理し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定し、安全・安心を実感できる地域社会の実現を目指すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、「第4次山形県総合発展計画」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

また、「第4次山形県総合発展計画」の「県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり」分野において、暮らしの様々なリスクへの対応力の強化などを推進する上で重要な事項を定めるものです。

なお、地域社会に関わる方々が連携し、暴力の減少や弱い立場にある人々を守ること等は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進に寄与します。



第 4 次山形県総合発展計画（令和 2 年 3 月策定）

県行政全般に係る政策や施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的示した県行政の基本方針となる総合計画

SDGs (エスディージーズ)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

3 計画の期間

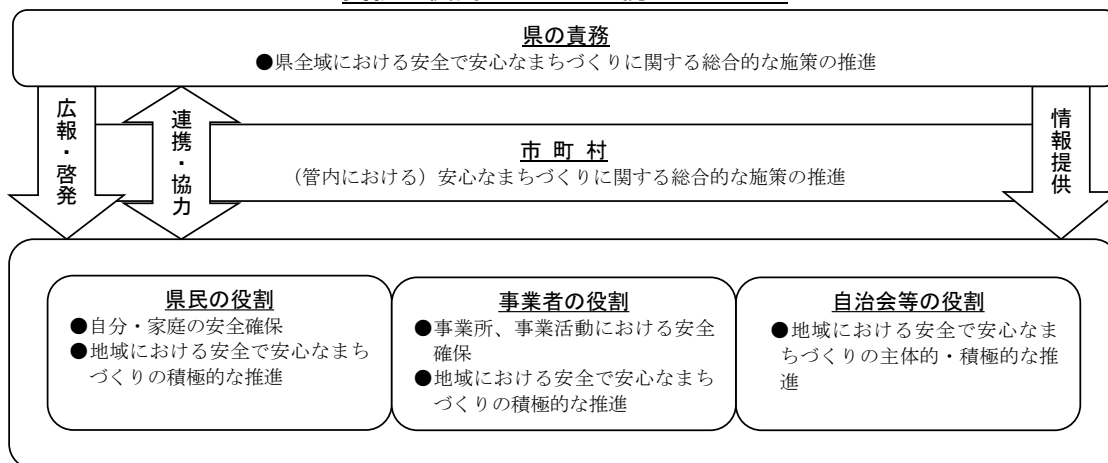
計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを図るものとします。

4 責務・役割

安全で安心なまちづくりを推進するため、それぞれの責務・役割に基づいた連携を図ります。

責務・役割に基づく連携のイメージ



5 推進体制及び進行管理

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するためには、県、市町村、県民、事業者、関係団体等が連携を図り、一体となって活動を推進することが重要です。

(1) 推進体制

〈県の推進体制〉

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例第10条の規定に基づき、県、市町村、県民、地域団体、事業者等の関係団体から構成される「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を母体として、

- 情報交換や連携の強化
- 構成団体等による安全で安心なまちづくりの促進及び支援
- 安全で安心なまちづくりの広報啓発の推進

を図ります。

また、庁内組織である「犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内推進連絡会議」において、知事部局、教育庁及び警察本部が連携をとり、安全で安心なまちづくりに関する施策について部局横断的に調整を行います。

〈市町村等の推進体制〉

第4次計画における施策が、地域の実情に即した実行性のある活動となり推進されるよう、市町村単位のほか警察署単位で、意見・情報交換及び連絡調整を図り、地域における推進体制の活動を促進します。

(2) 進行管理

目標の達成に向けて、「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の開催等により、関係部局との連携を図りながら諸施策を推進し、毎年度、施策の進捗状況を取りまとめて検証するとともに、評価します。

第2章 県内の犯罪の動向と防犯対策の現状及び課題

1 県内の犯罪の動向

(1) 刑法犯認知件数の推移

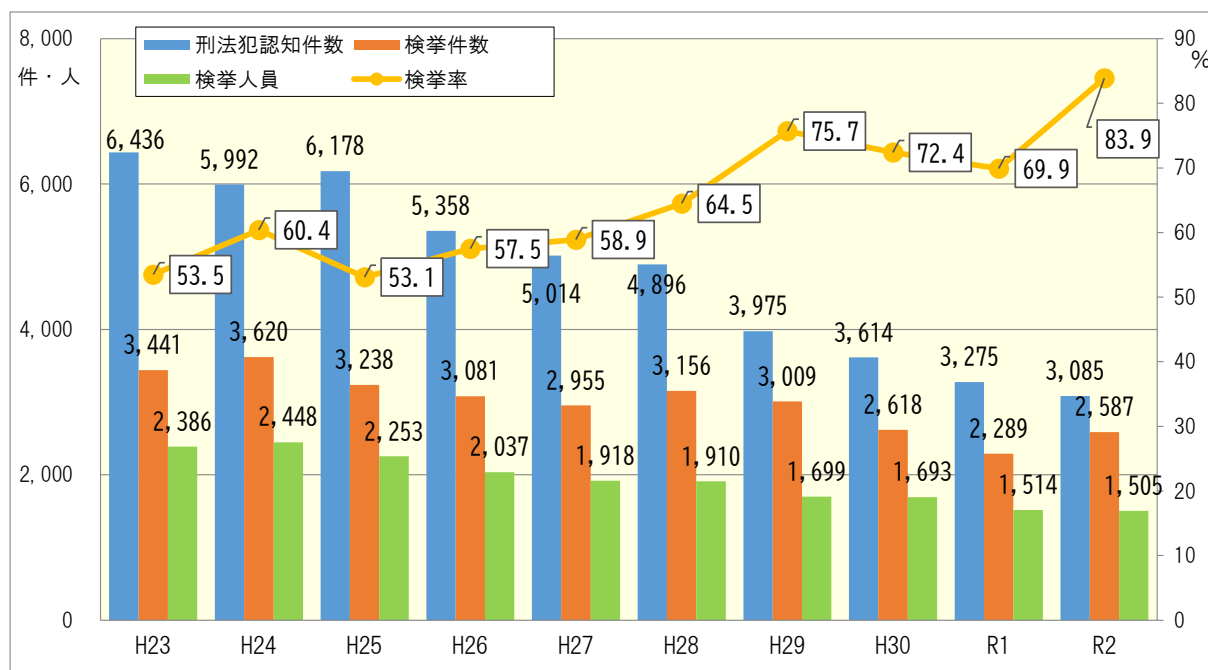
① 刑法犯認知件数と検挙率の状況

本県における令和2年の刑法犯認知件数は3,085件で、平成26年から7年連続で減少しており、戦後最多であった平成14年の14,331件と比べ約5分の1まで減少しています。また、第3次計画の基準年である平成27年と比べると、5,014件から1,929件減少し、減少率は38.5%となっています。

一方、検挙率は、近年上昇しており、令和2年は83.9%となっています。

しかし、県民の身近で、侵入窃盗や自転車盗、車上ねらい等が依然として発生しているほか、子どもへの不審者による声かけ事案や特殊詐欺被害等も後を絶たず、県民の犯罪に対する不安が払拭されているとは言い難い状況にあります。

刑法犯認知・検挙状況



出典：山形県警察統計資料

② 刑法犯の罪種別の状況

令和2年の罪種別認知状況は、窃盗犯が刑法犯全体の63.5%となっています。令和2年の窃盗犯認知件数は1,959件で、平成27年と比べ1,469件減少（減少率42.9%）しています。

一方、令和2年における窃盗犯の被害状況では、被害時に鍵を掛けていなかった割合が、住宅対象侵入窃盗は87.8%、自転車盗は75.7%、車上ねらいは78.0%となっていることから、より施錠意識を高める必要があります。

※ 侵入窃盗 : 窃盗犯のうち、建物に侵入し金品を盗む手口

※ 住宅対象侵入窃盗 : 侵入窃盗のうち、住宅に侵入して犯行する空き巣、忍込み、居空きの3手口

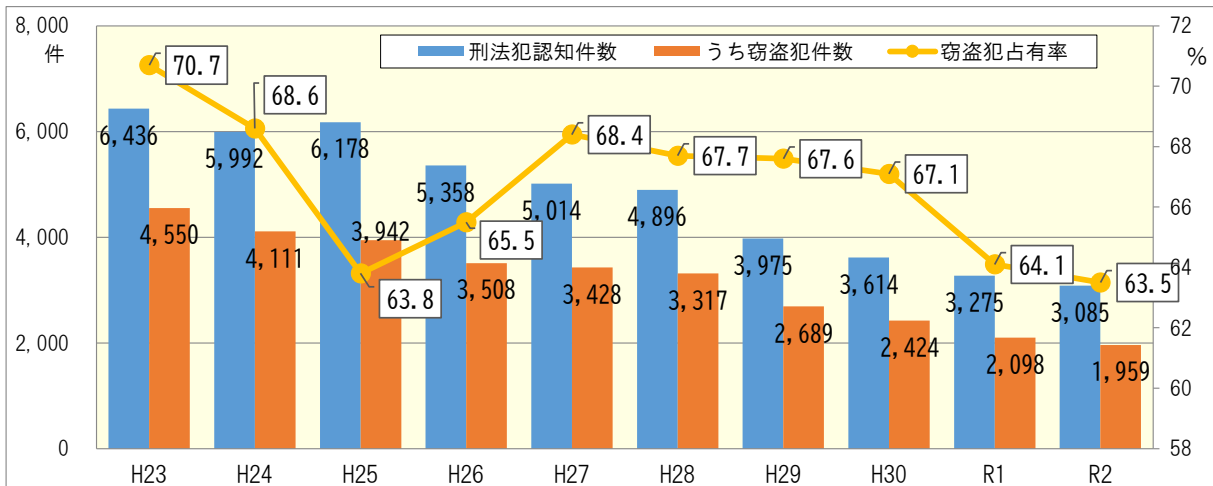
刑法犯認知件数の内訳（令和2年）

件数等 \ 罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
認知件数	37	506	1,959	174	33	376	3,085
(割合)	(1.2%)	(16.4%)	(63.5%)	(5.6%)	(1.1%)	(12.2%)	(100.0%)

出典：山形県警察統計資料

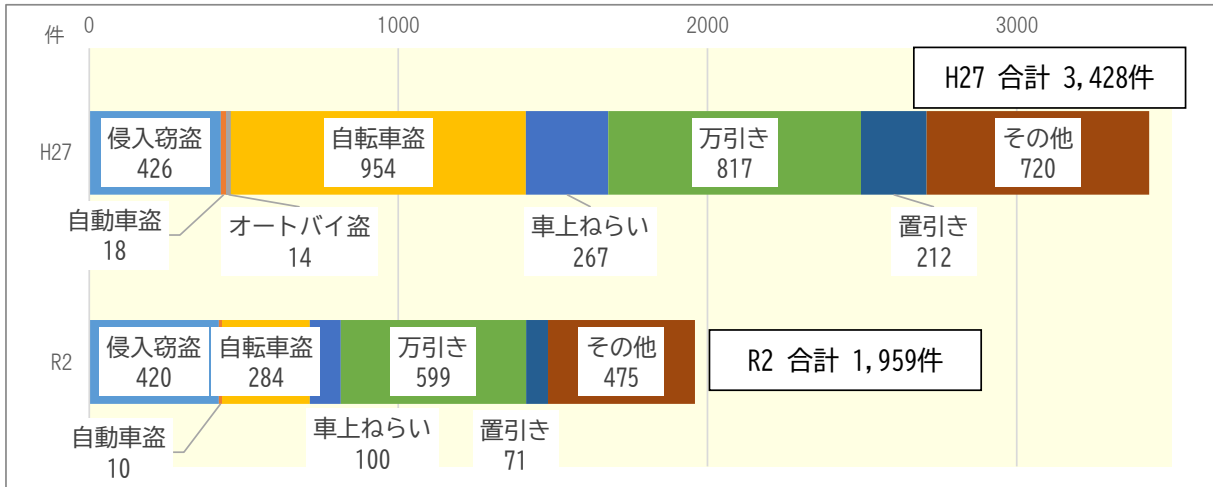
- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- ・窃盗犯…侵入窃盗(空き巣、忍込み等)、乗り物盗、万引き等
- ・知能犯…詐欺、横領、文書偽造、贈収賄等
- ・風俗犯…強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等
- ・その他…器物損壊、住居侵入、略取誘拐等

刑法犯認知件数に占める窃盗犯の割合



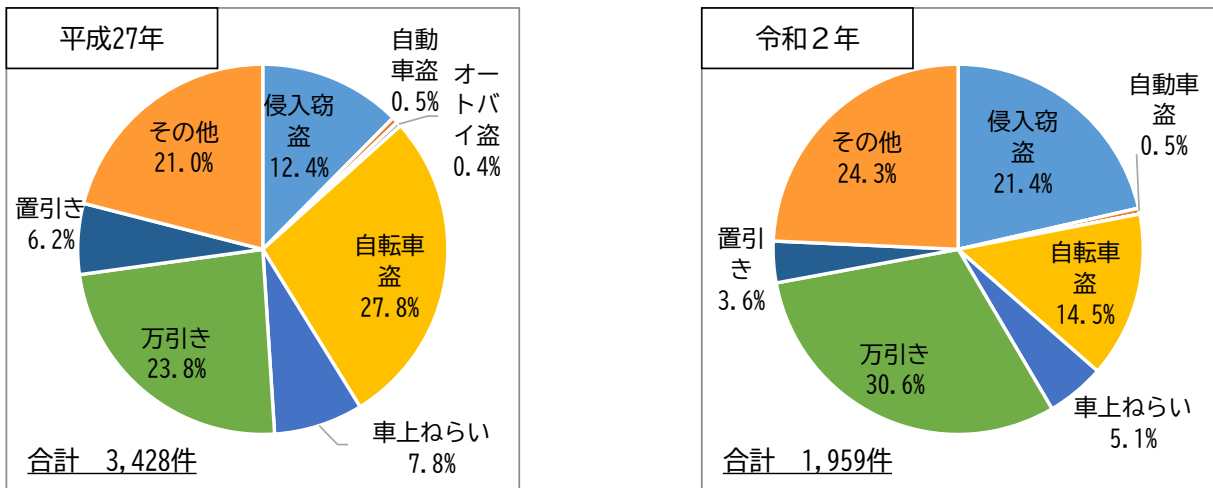
出典：山形県警察統計資料

窃盗犯の認知件数



出典：山形県警察統計資料

窃盗犯認知件数の内訳（割合）



出典：山形県警察統計資料

(2) 少年犯罪の状況

少年犯罪の検挙人員は、刑法犯少年・触法少年ともに減少傾向にあり、特に令和2年の刑法犯少年は97人で、過去10年間で最多の平成23年の451人と比べ、約5分の1まで減少しています。

刑法犯少年の罪種内訳は、窃盗犯が最も多く、令和2年では全体の50.5%を占めています。また、刑法犯少年及び触法少年における万引きの割合が最も高く、令和2年では全体の27.2%となっています。

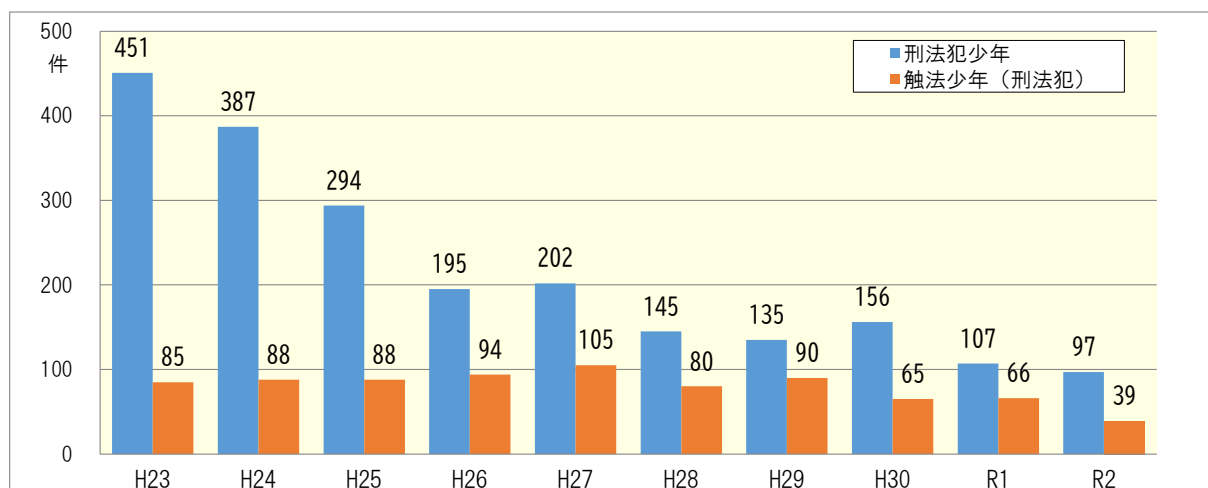
一方、刑法犯少年の学職別では、高校生の割合が最も高く、令和2年では全体の44.3%となっています。

引き続き、非行防止教室等の更なる充実を図り、地域における子育て支援など少年の規範意識向上を図る活動を推進する必要があります。

※ 刑法犯少年：刑法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

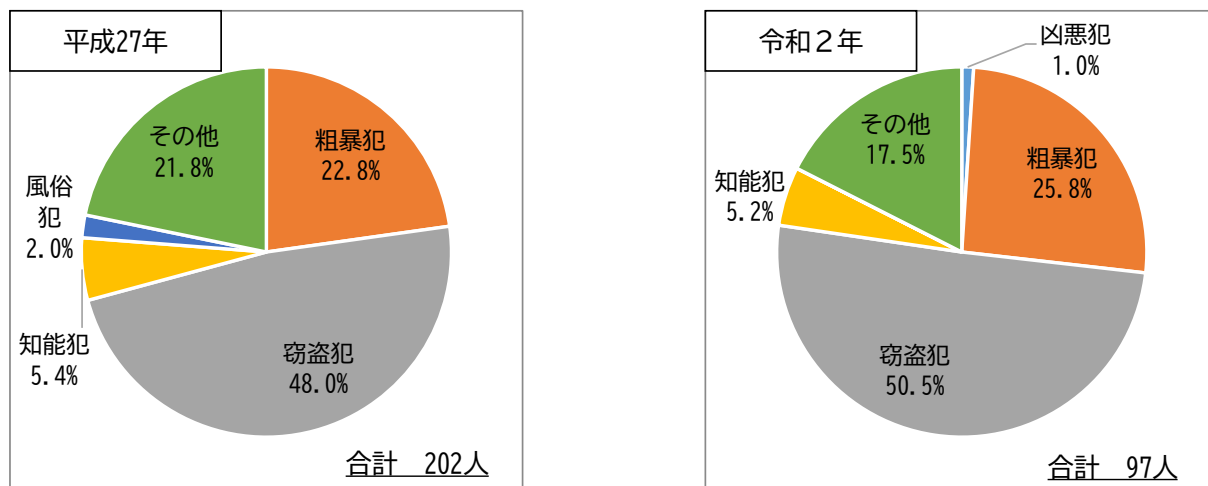
※ 触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

刑法犯少年等の推移



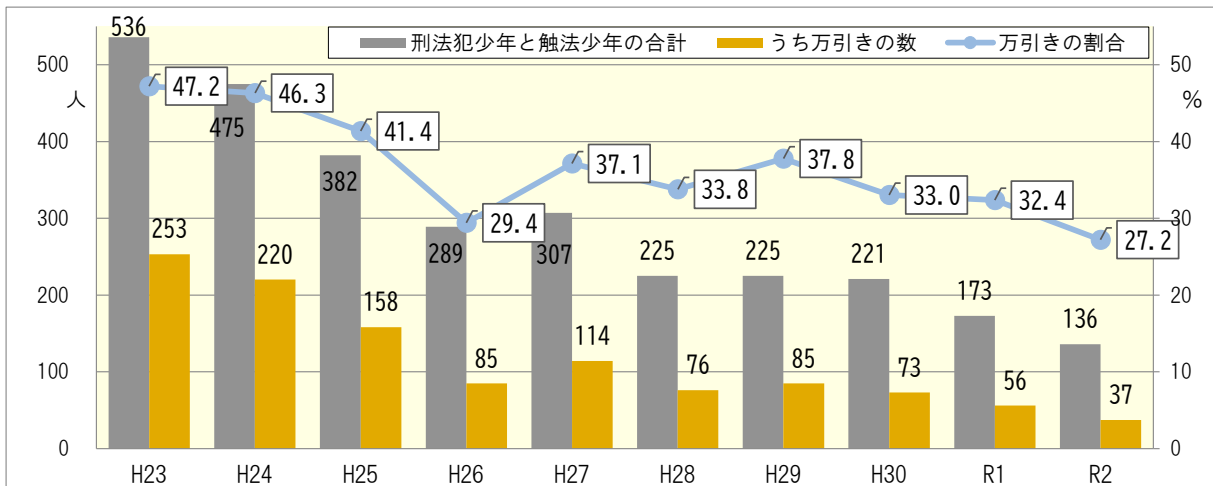
出典：山形県警察統計資料

刑法犯少年の罪種内訳



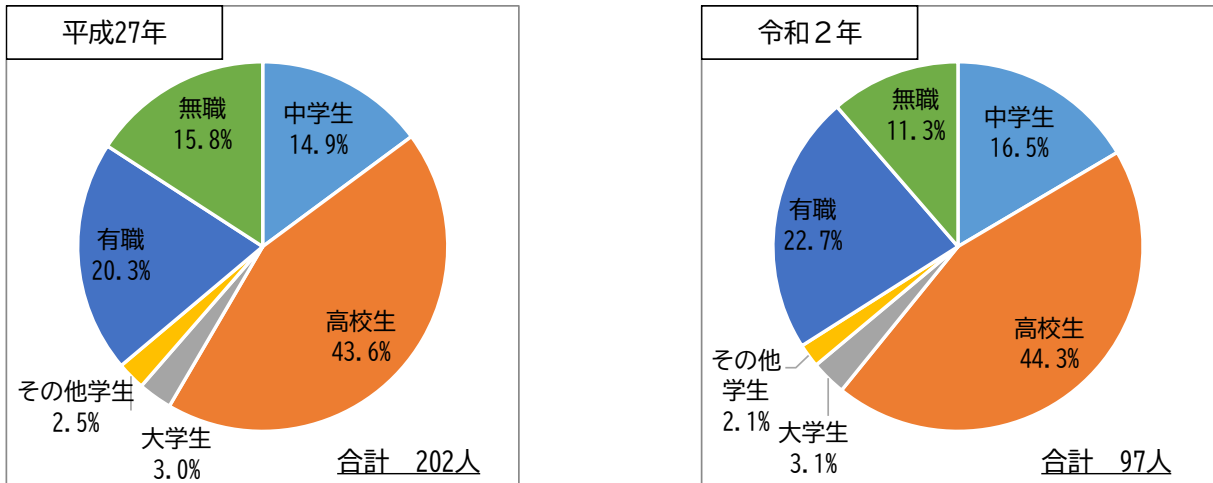
出典：山形県警察統計資料

刑法犯少年等における万引きの割合



出典：山形県警察統計資料

刑法犯少年の学職内訳



出典：山形県警察統計資料

(3) 子どもに対する声かけ事案等の状況

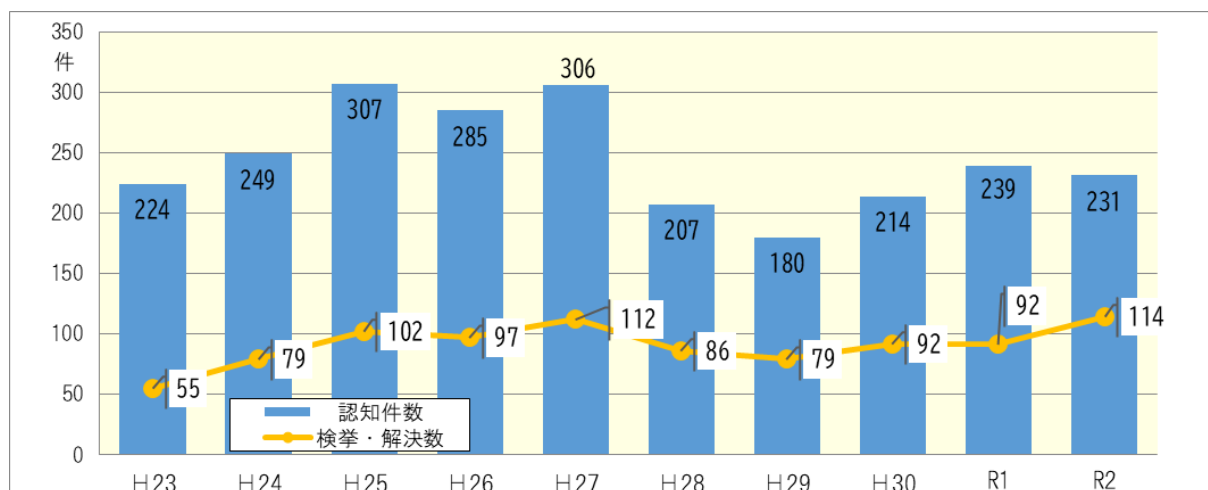
令和2年の子どもに対する声かけ事案等の認知件数は231件で、態様別では、声かけが最も多く全体の37.7%、次いで盗撮・痴漢・のぞきが24.7%、つきまとい20.8%となっており、時間帯別では下校時間帯となる午後2時から午後6時までが最も多く発生し、全体の61.0%となっています。

また、県内の事例では、令和2年9月、下校途中の児童が男に腕をつかまれて車に連れ込まれそうになり、児童が防犯ブザーを鳴らして周囲に助けを求めたところ、男が立ち去った事案が発生しています。翌日、男は略取未遂の疑いで逮捕され、わいせつ目的であったことが判明しています。

引き続き、地域における防犯活動を促進し、子どもの登下校時の見守り活動を推進するとともに、子どもの年齢や発達段階に応じて、子どもが安全な生活を送るための基礎力を養う安全教育を推進する必要があります。

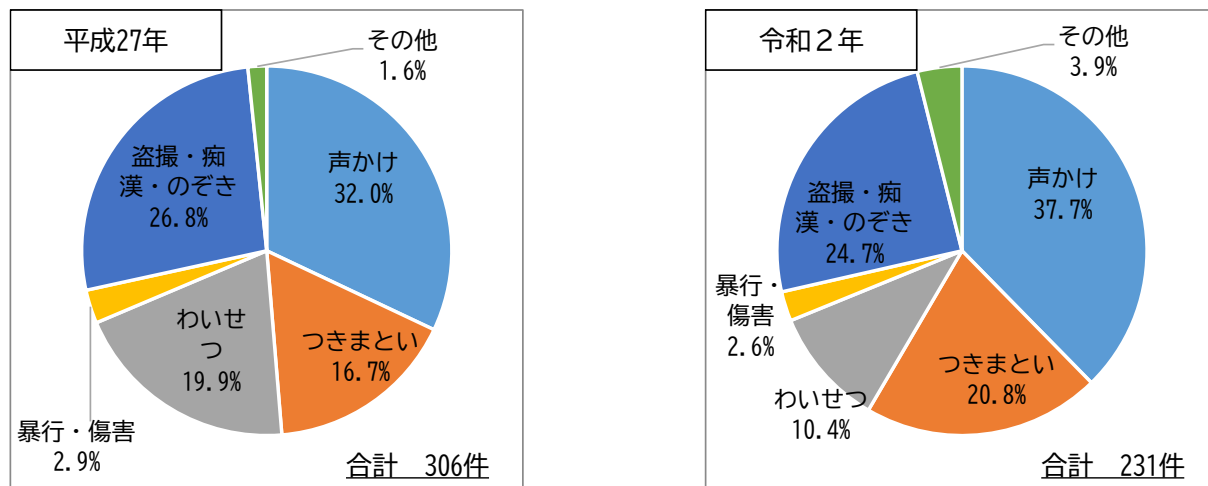
※ 声かけ事案等：18歳未満の男女（ただし、高校生は18歳を含む。）に対する「声かけ」「つきまとい」「わいせつ」「暴行・傷害」「盗撮・痴漢」等

子どもを対象とした犯罪・声かけ事案等の状況



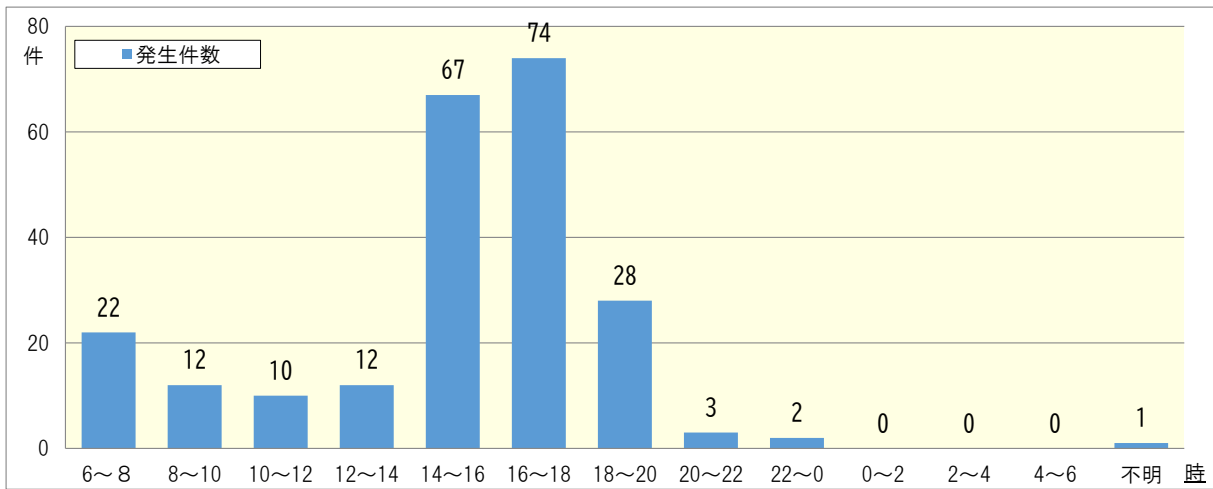
出典：山形県警察統計資料

声かけ事案等の態様別



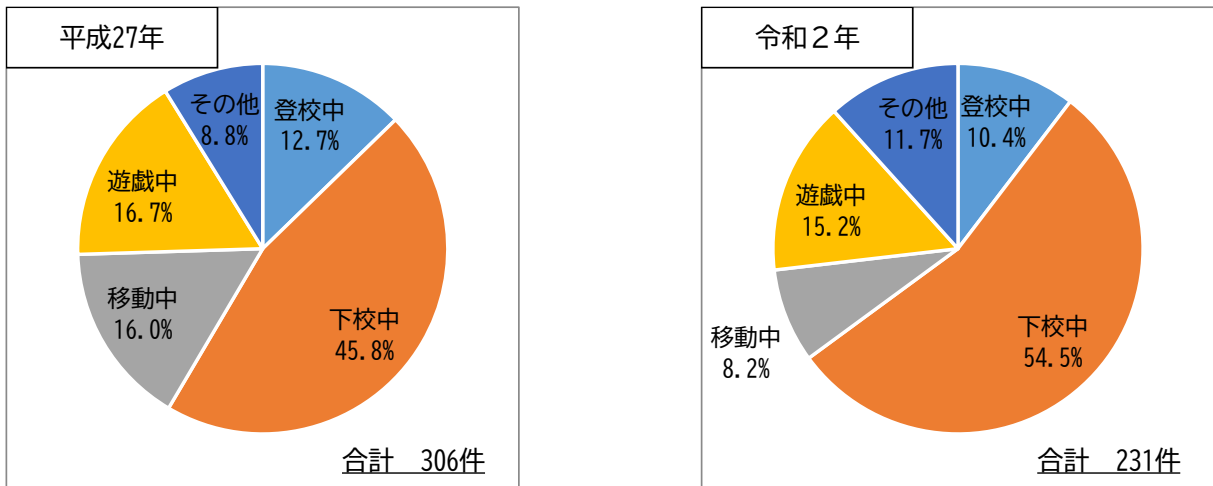
出典：山形県警察統計資料

声かけ事案等の時間帯別発生状況（令和2年）



出典：山形県警察統計資料

声かけ事案等の子どもの行動形態別



出典：山形県警察統計資料

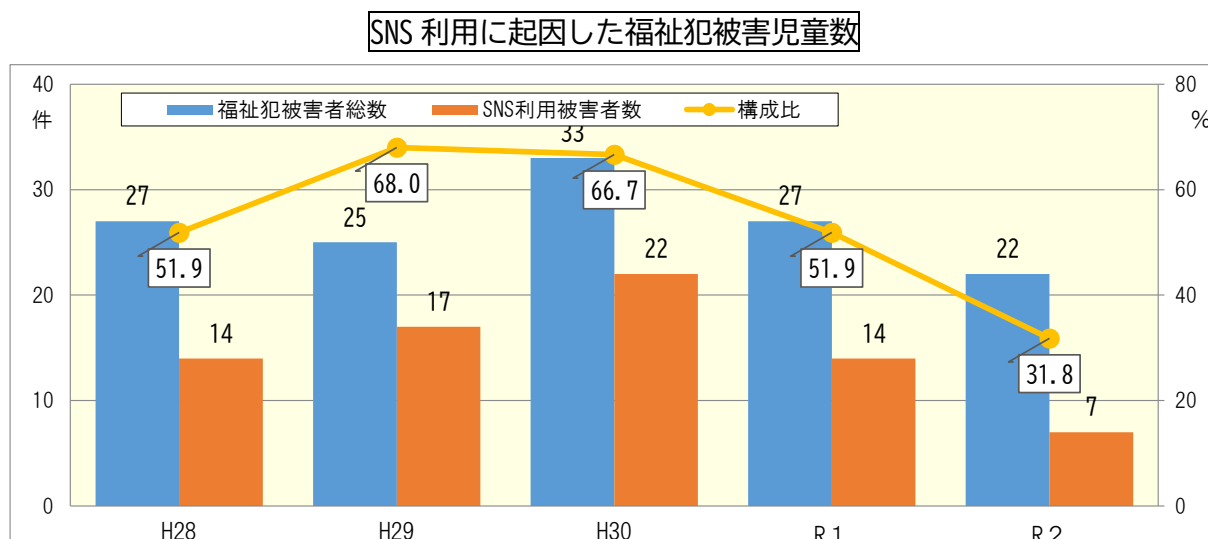
(4) SNS利用に起因した福祉犯被害

スマートフォン等の普及により、SNSを接点として、子どもが被害者となる性犯罪等の事件が発生しており、令和2年には7人の被害を認知しています。

また、県内の事例では、令和2年9月、10歳代の女子がSNSで知り合った男から県外で連れまわされる事案等が発生しています。男は翌月、未成年者誘拐の疑いで逮捕されています。

子どもたちが性犯罪等の被害に遭う実態を踏まえ、引き続き、非行防止教室等をはじめとした情報モラル教育を推進するとともに、被害の潜在化を防ぐため、安心して相談できる支援体制の充実を図る必要があります。

※ 福祉犯：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。例えば、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等



出典：山形県警察統計資料

※ SNS利用に起因した福祉犯被害児童者数が公表された平成28年以降の資料に基づき作成

(5) 特殊詐欺の状況

令和2年の特殊詐欺被害の認知件数は28件で、前年と比べ20件減少し、被害金額は5,466万円で、前年と比べ1億8,185万円減少しました。

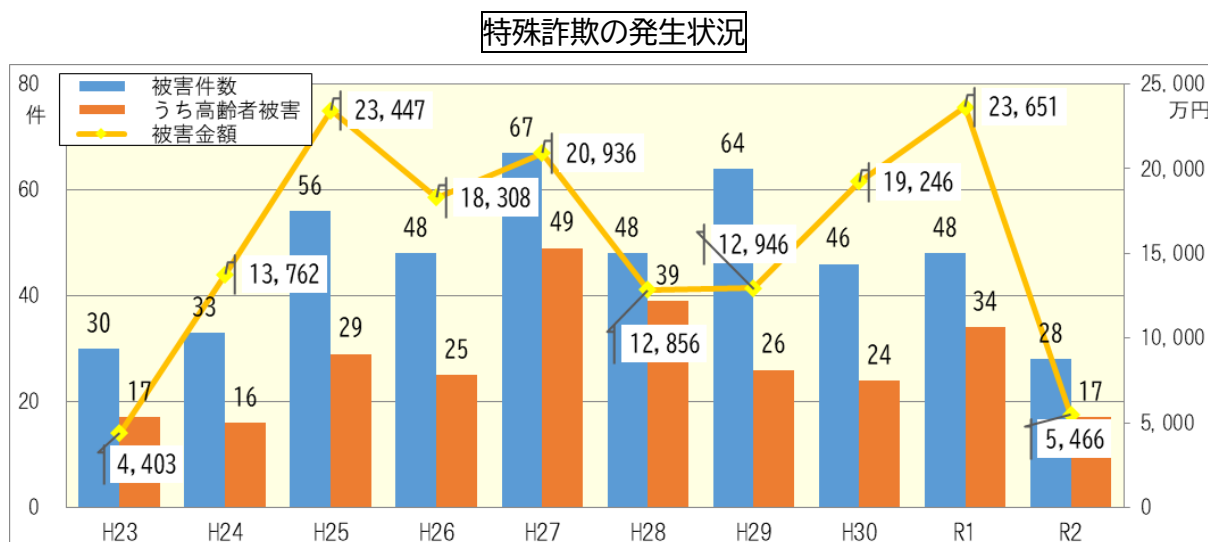
一方、令和2年中、高齢者被害が全体の60.7%と高い割合であるほか、被害の直前で、金融機関職員やコンビニエンスストア店員等の声かけにより、被害を防ぐことができた事案が91件発生しています。

キャッシュカード等をだまし取る預貯金詐欺や、キャッシュカード等を偽のカードにすり替えるキャッシュカード詐欺盗などの新たな手口による被害も発生しており、依然として県民が被害に遭う危険性は高いことから、被害防止の対策を継続する必要があります。

※ 平成30年以降、受け子が電話でだまされた被害者の隙を見て、キャッシュカードを別のカードにすり替える手口の事件が増加するなどの特殊詐欺情勢の変化に対応し、令和2年1月1日より、「預貯金詐欺」と「キャッシュカード詐欺盗」を加えた10種類に変更

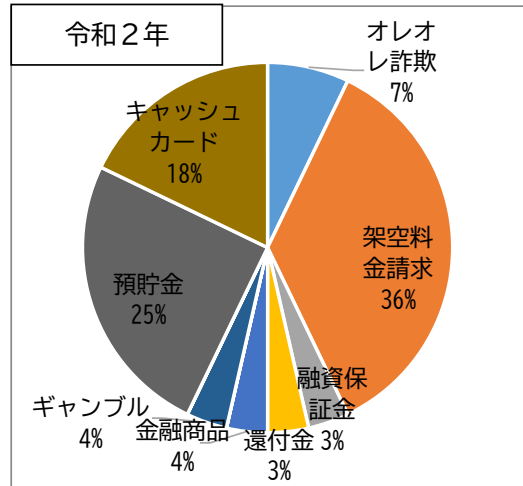
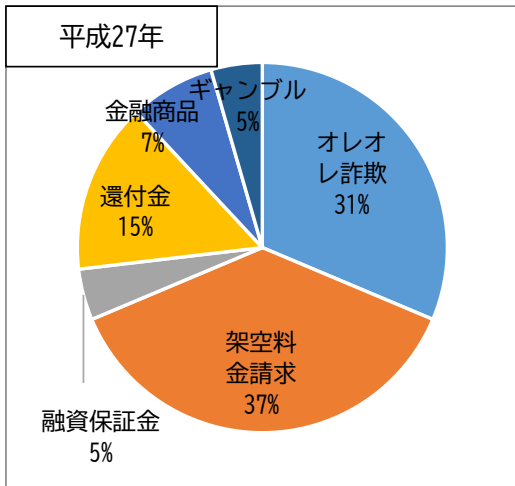
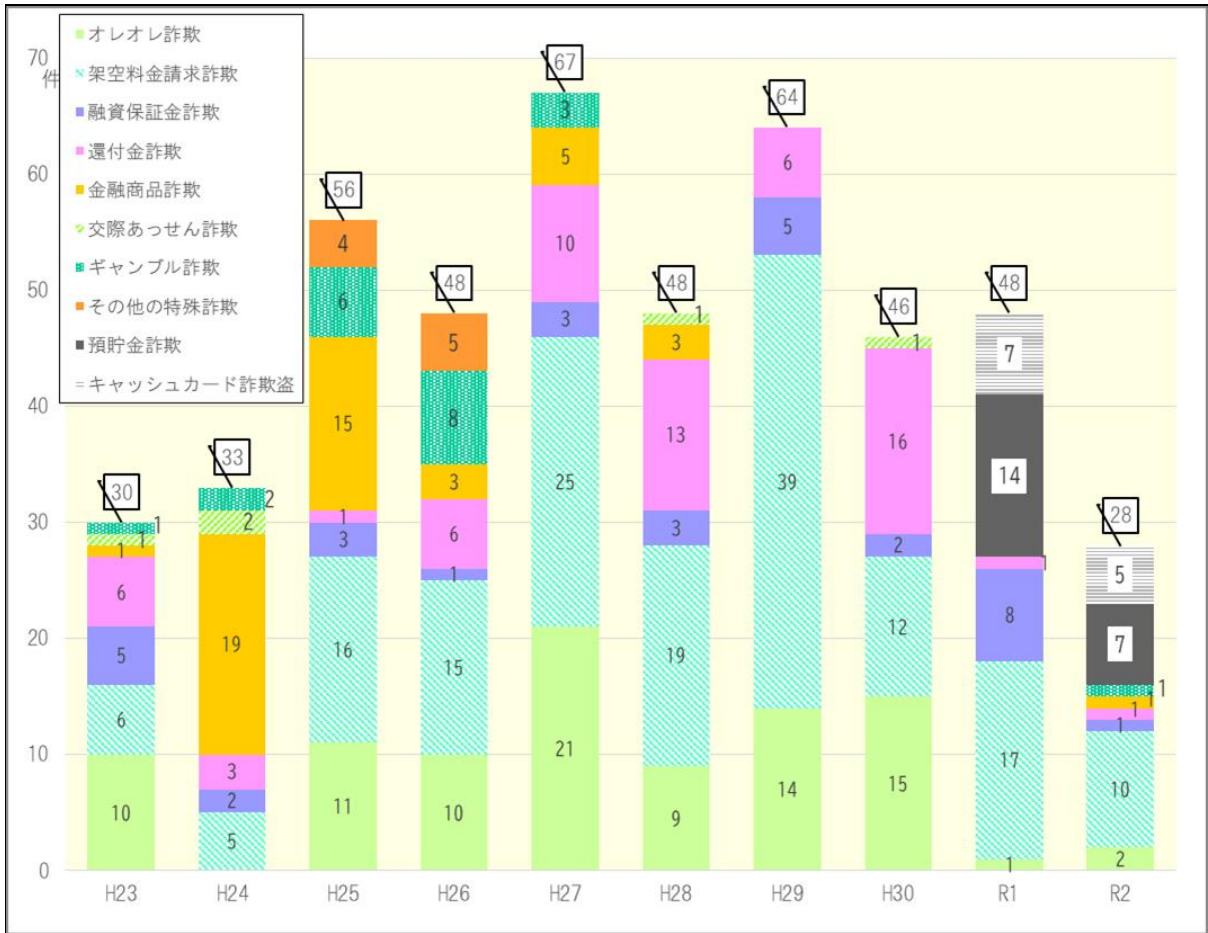
※ 預貯金詐欺：親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換が必要である」などと話し、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)手口

※ キャッシュカード詐欺盗：警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などと話し、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどして、キャッシュカード等を盗む手口



出典：山形県警察統計資料

特殊詐欺の手口別発生状況



出典：山形県警察統計資料

(6) DV・ストーカーの状況

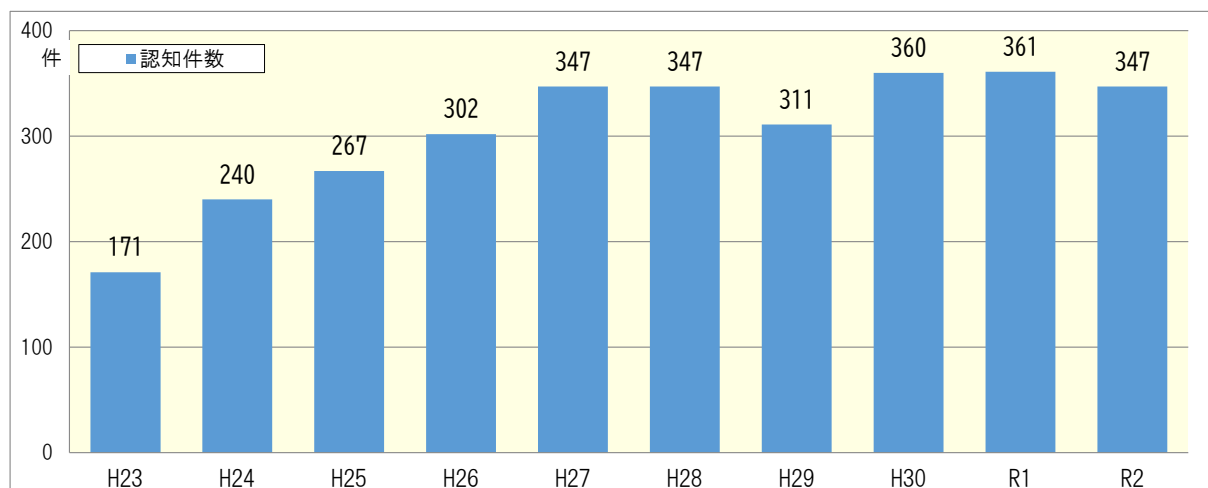
令和2年のDV事案の認知件数は347件で、前年に比べ14件減少しましたが、平成26年以降、7年連続して300件を超えて高止まりしています。

ストーカー事案の認知件数は、令和2年が156件で、過去10年間で最多となっています。

DV・ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に高く、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいため、事案の早期発見や相談、保護体制の整備と充実が必要です。

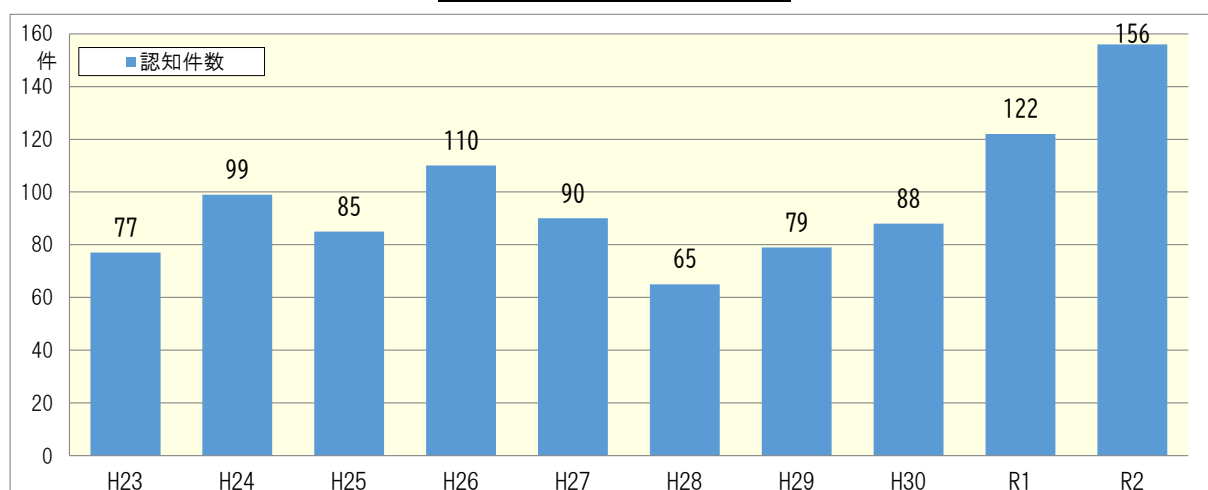
※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：男女の別を問わず、婚姻関係、内縁関係、同居する交際関係にある者からの殴る蹴る等の身体に対する暴力のほか、脅迫等の言葉の暴力を含む精神的暴力、性行為の強要等の性的暴力

DV事案の認知件数



出典：山形県警察統計資料

ストーカー事案の認知件数



出典：山形県警察統計資料

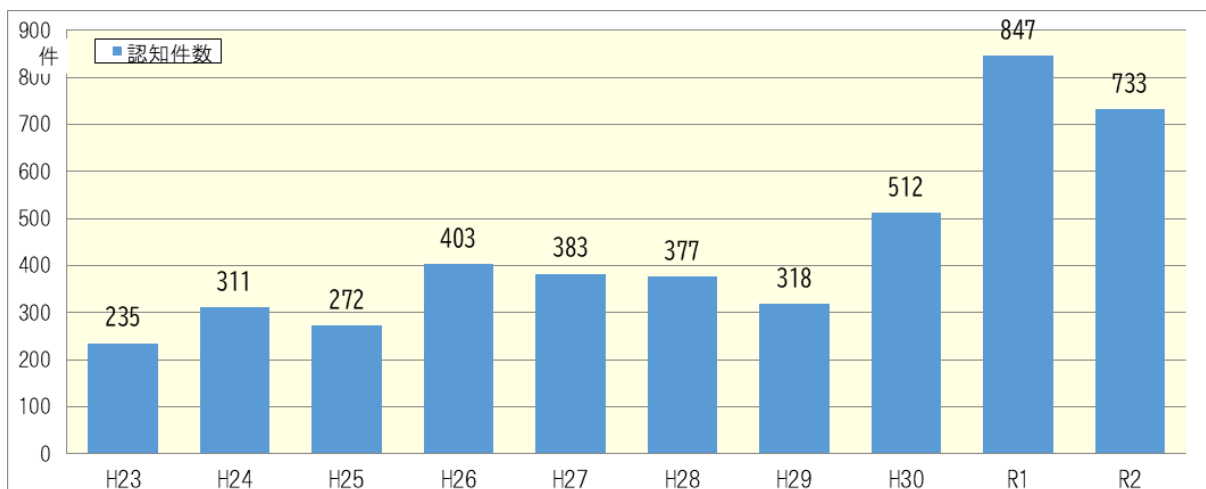
(7) 児童虐待、高齢者虐待等の認知状況

児童虐待と認定された件数は、平成30年度以降500件を超える件数で推移しています。

高齢者虐待の認知件数は、令和2年が109件で、前年と比べ8件減少したものの、平成30年以降3年連続100件を超える高い値で推移しています。

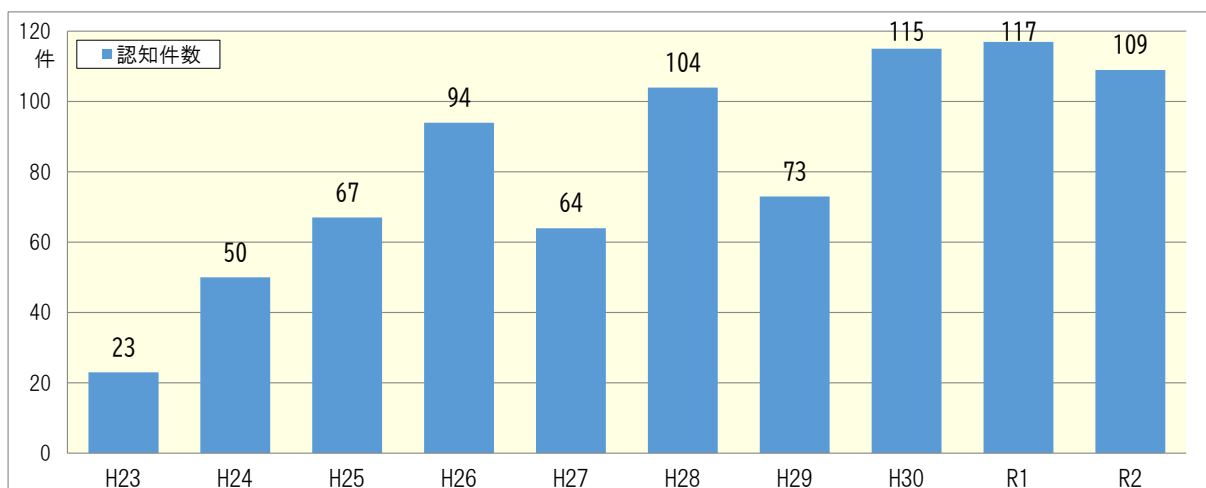
事案の早期発見や安全確保のためには、関係機関による情報共有と連携が重要になっています。

児童虐待の認定件数



出典：山形県統計資料

高齢者虐待の認知件数



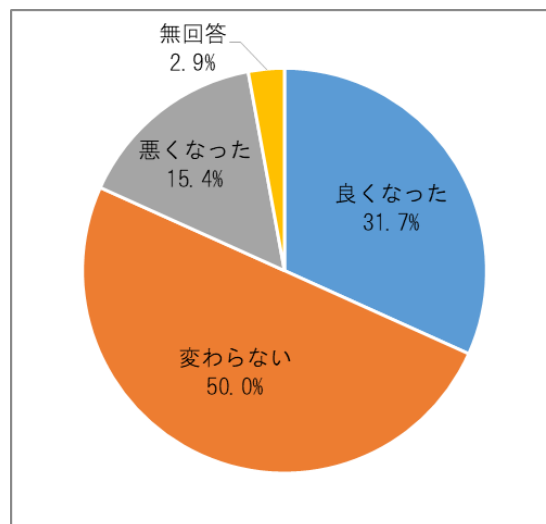
出典：山形県警察統計資料

(8) 県民の意識

令和2年10月に開催した防犯指導者講習会において、参加者（134名）を対象に治安に関する意識調査を実施したところ、次のような回答結果となりました。

〈地域の治安について〉

地域の治安について、平成27年と比べて良くなったと感じるか質問したところ、「良くなった」と答えた人が31.7%となったものの、「変わらない」及び「悪くなった」と答えた人が合計で65.4%となっています。

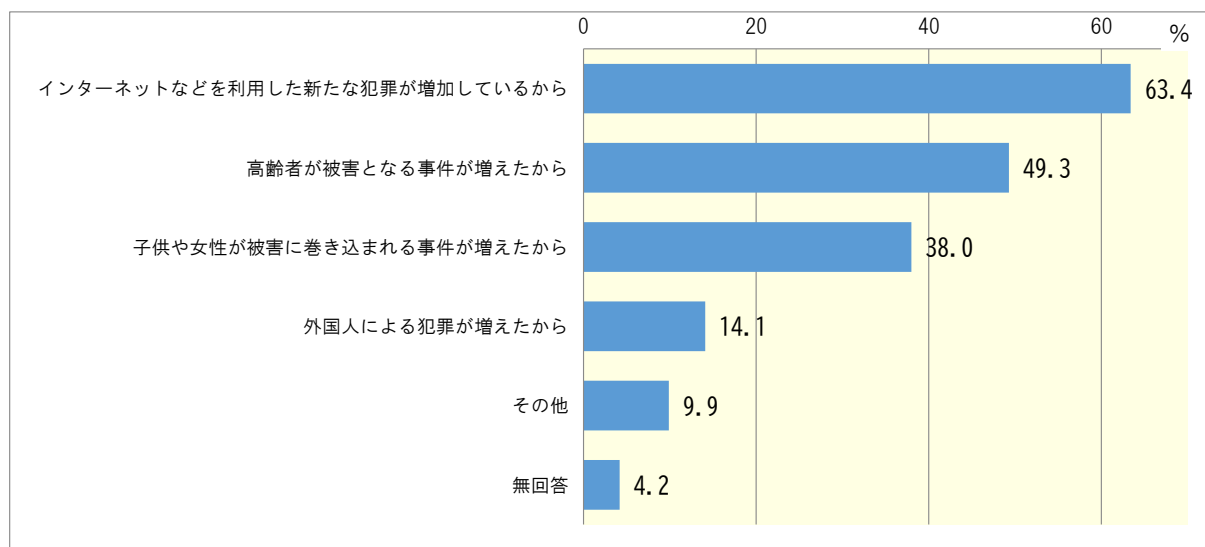


〈治安が悪くなった理由及び不安を感じる罪種〉

治安が、「変わらない」又は「悪くなった」と感じる理由では、「インターネットなどを利用した新たな犯罪が増加しているから」が63.4%と最も多くなっています。

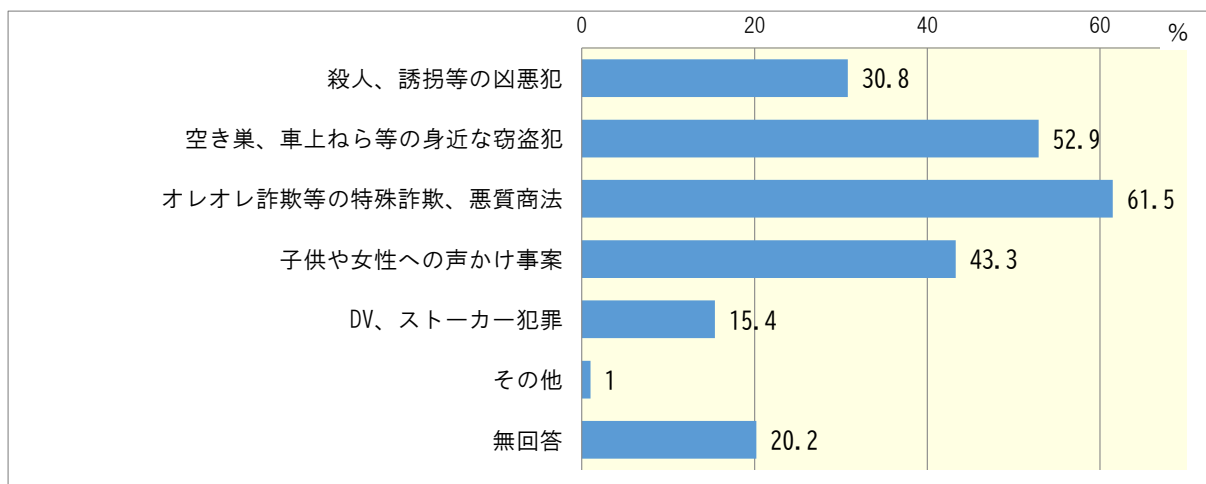
また、不安を感じる犯罪については「オレオレ詐欺等の特殊詐欺、悪徳商法」が61.5%と最も多く、多くの方がインターネット上での新たな手口の犯罪や特殊詐欺等を不安に感じています。

治安が悪くなったと感じる理由



※ 複数回答

不安を感じる犯罪

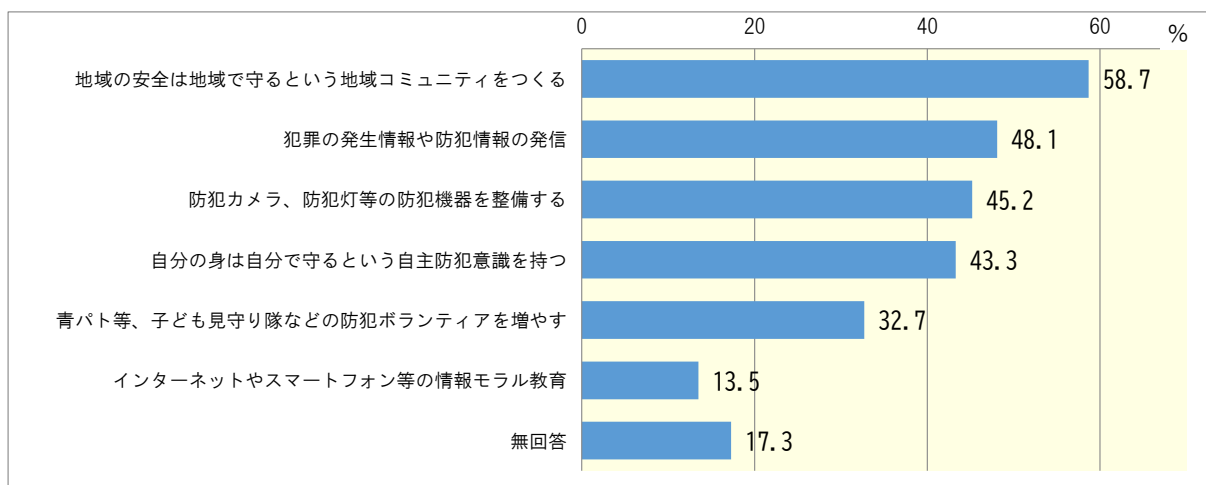


※ 複数回答

〈犯罪の未然防止に有効と考えられるもの〉

犯罪被害に遭わないために有効と考えるものについては、「地域の安全は地域で守るという地域コミュニティをつくる」が58.7%と最も多く、次いで「犯罪の発生情報や防犯情報の発信」が48.1%、「防犯カメラ、防犯灯等の防犯機器を整備する」が45.2%という順になっています。

犯罪の未然防止に有効と考えられるもの



※ 複数回答

2 県内の防犯対策の現状

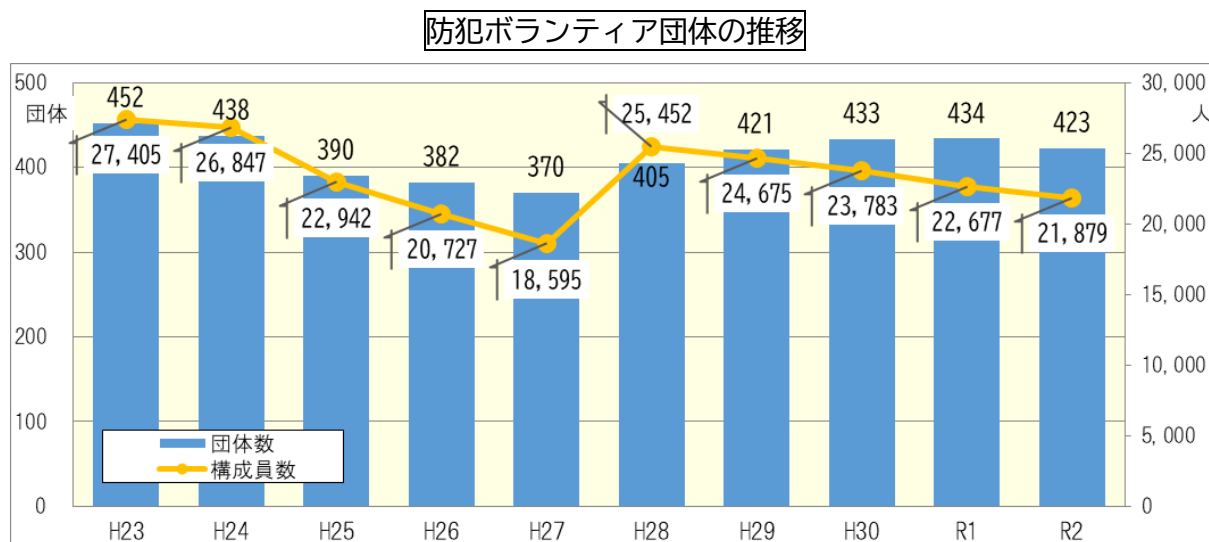
(1) 防犯ボランティア団体等の推移

県内で防犯活動を実施している団体（以下、「防犯ボランティア団体」という。）は、各市町村に設置されている防犯協会をはじめ、青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール（以下、「青色防犯パトロール」という。）を行う団体、その他自主的な防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体があり、各地域の防犯パトロールや広報活動を行っています。

県内全体の防犯ボランティア団体は、令和2年12月末現在で合計423団体、構成員21,879人と、平成29年から4年連続で構成員数が減少しています。

また、各防犯ボランティア団体の平均年齢が60歳以上となる団体は、令和2年が306団体で、全体の83.6%を占めています。

防犯ボランティアとして活動に参加される方々の高齢化、後継者不足が顕在化しています。



出典：山形県警察統計資料

※ 平均して月1回以上の活動実績があり、かつ、構成員数が5人以上の団体

(2) 防犯ボランティアの人材育成

県では、防犯まちづくり活動に取り組んでいる方、また、これから取り組みたいと考えている方を対象に「防犯指導者講習会」を開催しており、計画期間中の5年間（平成29年度から令和3年度）で延べ657人が受講しました。

また、県内全ての市町村で防犯ボランティア団体が結成され、各団体の中核となる防犯リーダーが牽引役となって、各地域の実情に即した防犯活動が行われています。更に学生や民間団体、事業者等に対する参加促進や支援等、安全安心なまちづくりのための活動の輪を広げていくことが求められています。

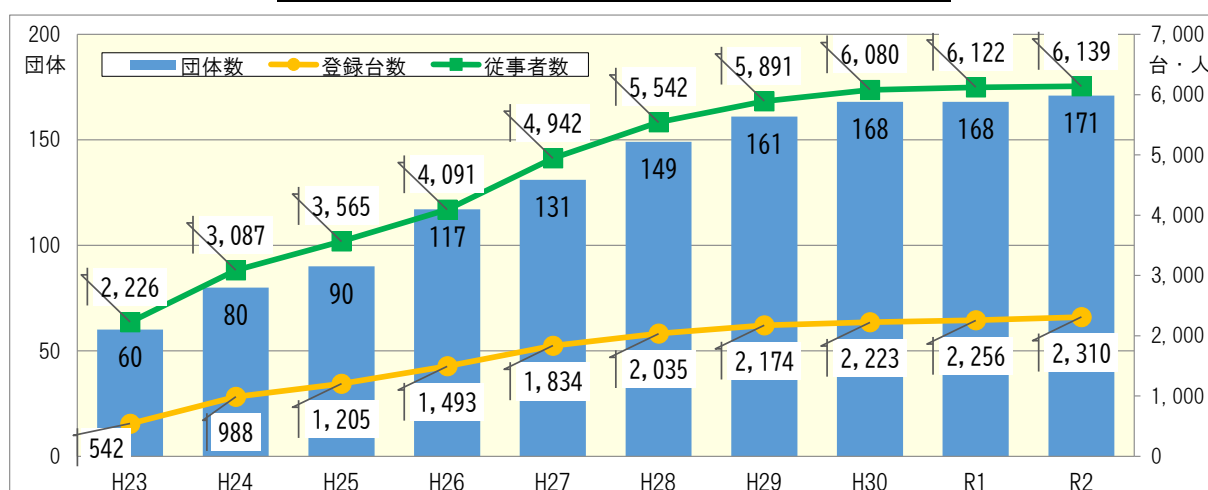
(3) 青色防犯パトロール

青色防犯パトロールを行う団体は、平成17年に本県で初めて導入されて以来、飛躍的に増加し、令和2年12月末現在で171団体（2,310台）となっています。

また、全市町村に実施団体が整備され、県内全域において青色防犯パトロールが展開されています。

今後も、各地域における実施団体数・車両台数を維持するとともに、情報提供を通じて、活動の活性化を図っていくことが重要です。

青色防犯パトロール団体・青色回転灯装備車の推移



出典：山形県警察統計資料

(4) 事業者等による防犯活動

社会貢献活動の一環として、安全で安心なまちづくりに関する防犯活動（防犯CSR活動）を行う事業者や民間団体が増えています。

従業員によるマンパワーの活動だけでなく、事業分野を活かした事業者ならではの活動にも期待が高まっています。

取組事例として

- ・ 外出時（車両運行時）の防犯パトロール、子どもの見守り活動
- ・ 屋外の電光掲示板や自社商品のパッケージ等を活用した防犯広報
- ・ 地域の防犯ボランティア団体への支援（活動物品の提供、自社商品の割引サービス等）

等があります。

警察では、事業者の防犯CSR活動をホームページで情報提供しています。

CSR (Corporate Social Responsibility)

一般的に「企業の社会的責任」といわれており、企業が社会の一員として果たすべき様々な責任を意味します。

近年、多くの事業者等が、環境保全や社会福祉、防災などのCSRに積極的に取り組んでいます。その中で、事業者等が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止など地域の安全に貢献する取組を「防犯CSR」と呼んでいます。

また、「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」には複数の事業者団体が参画しています。今後とも各団体と連携を強化した活動を展開し、事業者等における防犯活動を活性化する必要があります。

こうした事業者等における取組は、地域を見守るとともに安全で安心なまちづくりへの気運の高まりにもつながるため、今後更に広がっていくことが期待されます。

(5) 市町村における安全で安心なまちづくり

全市町村に安全・安心まちづくり条例が制定されており、防犯協会や青少年育成連絡会議等を主体として自主防犯パトロールが実施されるなど、地域の実情に即した活動が展開されています。

県では、市町村及び地域における関係機関との連携強化を図り、各総合支庁が防犯協会の総会等に参画して活動内容を把握するなど、連携を更に強化して安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進していきます。

(6) 防犯の指針

条例に基づき、道路、住宅等の防犯性能の向上や児童等の安全を確保するための環境整備や防犯対策を行う際のガイドラインとして、7つの分野において具体的な方策を示した、「防犯指針」を策定してその普及に努めています。

防犯指針については、犯罪の発生状況や被害対象者及び社会情勢を踏まえ検証し、指針としての効果を高めるとともに、現状に即した安全で安心なまちづくりのための施設や設備の整備を促進するため、関係機関と連携を図りながら指針の内容の再検討や整備等に努めていく必要があります。

3 第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画における取組

(1) 主な取組状況

第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(以下、「第3次計画」という。)期間中に、関係機関や団体と連携を図りながら行った主な取組は次のとおりです。

基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚

① 自主防犯意識の啓発

- ・ 県内での防犯活動や取組等を県のホームページで紹介
- ・ 公民館やコミュニティセンターにおいて、防犯出前講座等を開催し、地域に根ざした情報の提供
- ・ 県及び市町村において、全ての親が安心して家庭教育を行えるように、家庭教育講座を開催
- ・ 全市町村において、広報紙等で犯罪情報や防犯活動に役立つ情報を住民に提供

② 規範意識の向上

- ・ 小学校、中学校及び高等学校において、各警察署と連携して「非行防止教室(薬物乱用防止教室を含む。)」を実施

③ 地域安全情報の提供

- ・ 県ホームページ等による情報提供、交番や駐在所ではミニ広報紙による情報提供を実施
- ・ 山形県警察電子メール配信システム「やまがた110ネットワーク」により特殊詐欺の前兆電話や被害の発生、不審者情報等について注意喚起

基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成

① 地域における連帯意識の向上

- ・ 防犯活動のリーダー育成及び活動の活性化を目的に、毎年、防犯指導者講習会を開催し、平成29年度から令和3年度までの5年間で、延べ657名が参加

② 地域における防犯活動の促進

- ・ 県内の青色回転灯装備車両による防犯活動実施団体は171団体、車両台数は2,310台、車両台数は東北で最多(令和2年12月末)
また、全市町村において、当該車両による防犯パトロールを実施

基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

① 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

- ・ 全市町村において、関係機関や団体と連携して通学路を含む道路等における現場防犯点検・整備を実施

② 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

- ・ 住宅防犯指導に関する広報チラシを作成し、県ホームページ等による広報啓発を実施するとともに、山形県警察電子メール配信システム「やまがた110ネットワーク」により、無施錠による住宅対象侵入窃盗事件の被害情報等の防犯情報を発信

③ 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上

- ・ 金融機関、深夜小売店舗等の全店舗に対し、防犯資機材の設置や管理状況等への助言・指導を実施
- ・ 金融機関やコンビニエンスストアで、強盗模擬訓練や特殊詐欺による声かけ訓練を実施し、従業員の対応要領等の向上

④ 防犯カメラの管理及び運用に関する指針の策定

- ・ 平成31年2月、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備のため、普及が進む防犯カメラに関し、プライバシー保護を目的とした「山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針」を策定

基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

① 学校・通学路等における子どもの安全確保

- ・ 子どもに対する声かけ事案等を防ぐため、通学路の安全点検を実施
- ・ 全小学校で防犯教育等を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成して検証するとともに、防犯訓練や不審者対応訓練等を実施

② 子ども、女性の安全確保に係る施策の充実

- ・ 県内小学校区における子ども見守り隊の結成率は96.6%だが、未結成の小学校区では、住民等に依頼して見守り活動を促進しており、各小学校区の見守り活動の実施率は100%
- ・ 「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」を業務委託により運営し、性暴力被害者への総合的な支援を提供

③ 高齢者、障がい者等の安全確保の推進

- ・ 高齢者虐待防止にかかる市町村及び要介護施設職員向けの研修会を開催
- ・ 障がい者への支援体制の整備を図るため、全市町村で「地域自立支援協議会」を設置

(2) 施策毎の数値目標

施 策 目 標		進 捗 状 況			
		基準年次 (H27)	目標値	H29～R2 達成率 (平均)	備 考
①	防犯情報発信取組市町村数	全市町村	全市町村	100%	
②	高校における非行防止教室・薬乱防止教室の実施率	98.5%	100%	82.2%	対象校数・実施率 公立高校47校・実施率85.6% 私立高校15校・実施率71.7%
③	薬物乱用防止教室推進研修会の開催	年1回	年1回	年0.75回	令和2年は新型コロナの影響で実施できず 令和元年までは毎年開催
④	あいさつ運動・環境美化活動や先進的な防犯活動の紹介件数	年3回	年4回	年3.5回	令和2年は新型コロナの影響で紹介は2回 令和元年までは4回実施
⑤	防犯指導者講習会の開催	年2回	年2回	100%	毎年2回実施
⑥	県が管理する道路の定期パトロール	年4回	年4回	100%	毎年4回実施
⑦	道路等現場防犯点検の実施市町村数	全市町村	全市町村	100%	毎年全市町村で実施
⑧	県が管理する公園の日常点検	年12回	年12回	年12回以上	毎年、1年を通じて実施
⑨	対象店舗に対する防犯指導の実施	全店舗	全店舗	100%	金融機関等764店舗 深夜小売業(スーパー、コンビニ)473店舗
⑩	公立学校における危機管理マニュアルの検証率	100%	100%	100%	
⑪	子ども見守り活動の実施率	100%	100%	100%	県内小学校区では、地域の実情に合わせて、子ども見守り隊等による活動を実施

4 今後取り組むべき主な課題

第3次計画及び犯罪動向と防犯対策の現状や課題を踏まえて、今後取り組むべき主な課題は次のとおりです。

【主な課題】

- 人口減少や少子高齢化による防犯ボランティア活動員の高齢化と後継者不足、新型コロナによる防犯活動への影響等、社会の変化に対応するため、誇りと自信を持って防犯ボランティア活動ができる環境づくりが必要
- 住宅対象侵入窃盗、自転車盗、車上ねらい等の施錠をすることで被害を防止できる犯罪は、未だに無施錠での被害が多いため、「自分の安全は自分が守る」という防犯意識を高め、防犯の基本である確実な施錠を定着化させるなど防犯力の向上が必要
- 子どもに対する不審な声かけ事案は、特に下校中の広範囲な通学路での発生が多いため、防犯ボランティアの人材育成とともに、「防犯CSR活動」「ながら見守り」等多様な参加形態による自主防犯活動の活性化が必要
- 特殊詐欺は、社会の様々な変化とともに、新たな手口による被害が発生するなど巧妙化していることから、発生状況に応じた防犯活動や被害防止対策が必要
- IT技術の進歩により、インターネットやSNSなどの新しいサービスが次々に普及し、誰もが利用できる状況にあることから、安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現に向けて、適正なインターネット利用に関する防犯情報の発信など、デジタル社会に対応した対策の強化が必要

第3章 推進計画の目標と基本方向

1 計画の目標

県民が犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、県民、事業者、自治会等（以下「県民等」という。）による防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動、行政、警察、県民等の連携・協働により犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を更に推進し、安全・安心を実感できる地域社会の実現を目指します。

2 数値目標の設定

(1) 全体目標

「犯罪の抑止による刑法犯認知件数の減少」

本県の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、県民の身近で発生し、不安感の高い侵入窃盗、子どもへの不審な声かけ、特殊詐欺被害等は依然として後を絶たず、今後更なる人口減少や少子・高齢化の進行により地域の防犯力の低下が懸念されます。

県民が安全で安心して暮らせる山形県を目指すため、第4次計画では、県民生活の身近なところで発生し、不安を感じさせる犯罪を抑止して、刑法犯認知件数の減少を維持していくことを全体目標として設定します。

(2) 数値目標

計画の目標を達成するため、第3次計画期間（平成29年度～令和2年度）の平均を基準値とした12の目標年次の数値目標を示し、各施策の進捗状況を明らかにします。

3 第4次計画の重点取組

県民が安全・安心を実感できる地域社会の実現を図るため、第3次計画及び犯罪動向と防犯対策の現状や課題を踏まえ、第4次計画期間（令和4年度から令和8年度まで）の中で重点的に取り組めます。

重点1 人口減少や少子高齢化等の社会の変化に対応した防犯活動の強化

人口減少や少子高齢化による防犯ボランティア活動員の高齢化と後継者不足、新型コロナによる防犯活動への影響等、社会の変化に対応するため、あらゆる活動主体と連携し、先進的・効果的な防犯活動や防犯対策を導入するとともに、地域防犯活動を支える人材育成を継続して行い、防犯活動の強化に取り組めます。

重点2 通学路等における子どもの安全確保

通学路等における子どもの安全確保のため、多様な参加形態による防犯活動を促進するとともに、地域全体で子どもが安全な生活を送るための基礎力を養う「安全教育」の推進に取り組みます。

重点3 巧妙化する特殊詐欺等の発生状況に応じた被害防止対策の強化

巧妙化する特殊詐欺等の被害防止のため、関係機関・団体と連携して、発生状況に応じた防犯指導と広報啓発活動、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際での被害防止対策に取り組みます。

重点4 安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現に向けた施策の強化

急速に進化・多様化するデジタル化に対応し、県民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現のため、関係機関と連携したSNS等に起因する少年の非行・被害防止対策等について、県民等に対する広報啓発活動を推進し、防犯意識の啓発に取り組みます。

4 基本方向

刑法犯認知件数を大きく減少させた第3次計画及び犯罪動向と防犯対策の現状や課題、それらを踏まえた重点取組に基づき、4つの基本方向を定めます。

また、各基本方向に添った施策を、県民等、行政、警察がそれぞれ責務や役割を果たしながら連携・協働し全県的に展開します。

基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚

県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるための取組を推進し、県民一人ひとりが「自分の安全は自分が守る」、「家庭の安全は家庭で守る」という防犯意識の高揚を図ります。

基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成

県民等の「地域の安全は地域が守る」という意識の高揚と地域における多様な参加形態による自主的な防犯活動の活性化を通じて、地域の絆が強まり、互いに支え合う良好な地域社会の形成を図ります。

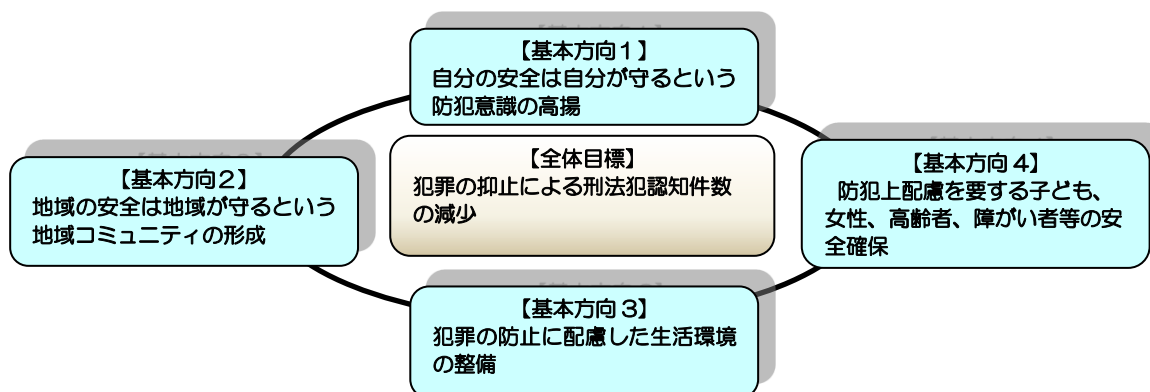
基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要であることから、行政や県民等が地域の安全を確認し、防犯指針を踏まえた施設や設備などの生活環境の整備を促進します。

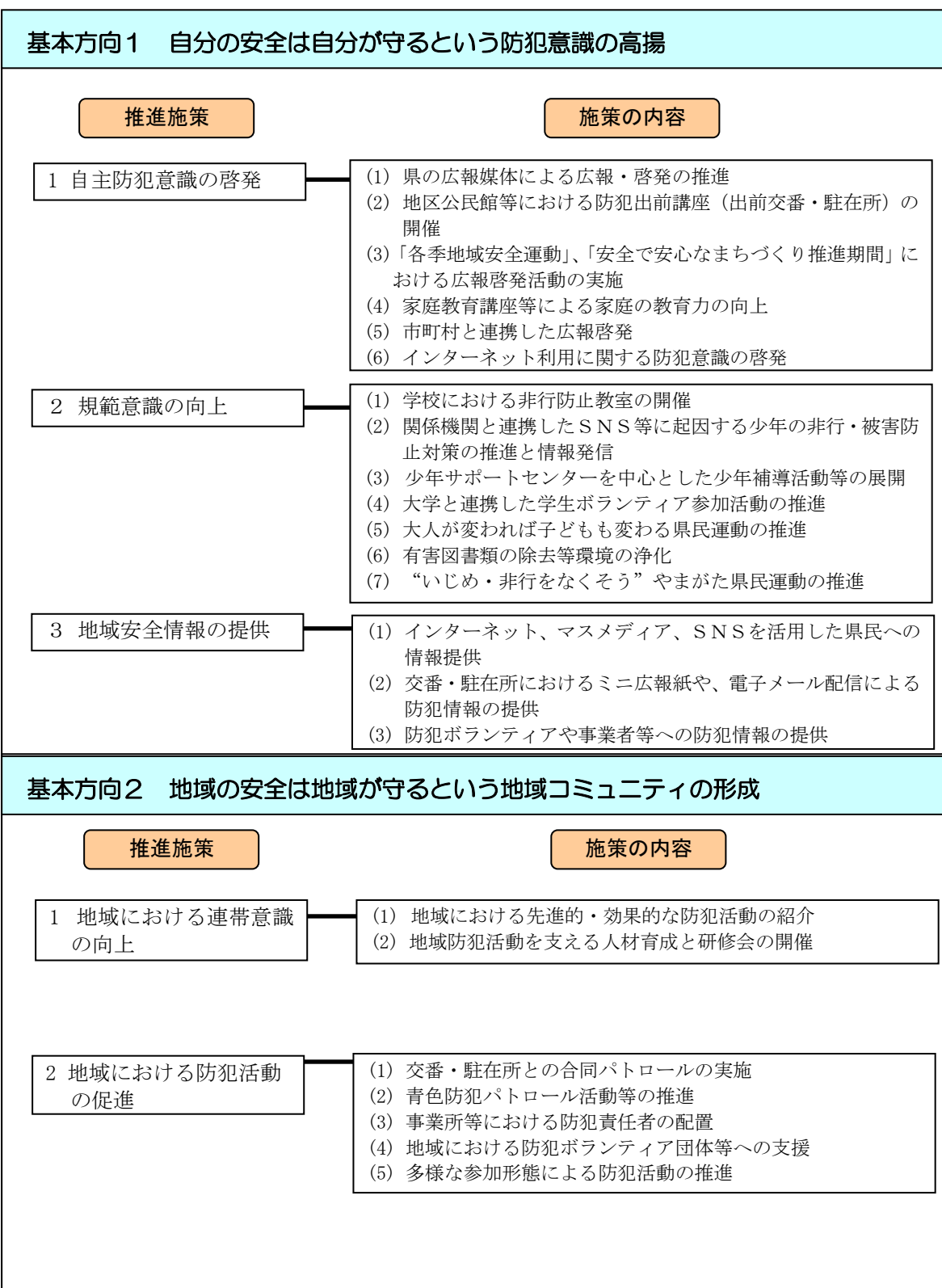
基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

行政、警察と県民等が連携し、地域全体で子どもや女性、高齢者、障がい者等の被害防止の取組を進めるとともに、安全を確保する活動を推進します。

基本方向と全体目標の相関図



5 施策の体系



基本方向 3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

推進施策	施策の内容
1 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理	(1) 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の維持管理 (2) 防犯設備等の整備・改善の促進
2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及	(1) 住宅防犯に関する情報提供 (2) 関係機関・団体等と連携した防犯設備・機器の普及
3 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上	(1) 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導 (2) 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進 (3) 強盗対応訓練や特殊詐欺阻止訓練による緊急時の適切な対応の習得 (4) 大規模小売店舗の防犯対策への協力 (5) 事業所等における防犯環境の醸成と防犯意識の啓発
4 防犯カメラの適正な設置・運用の啓発	防犯カメラの適正な設置・運用の啓発

基本方向 4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

推進施策	施策の内容
1 学校・通学路等における子どもの安全確保	(1) 研修会の開催による学校安全ボランティア等の人材育成 (2) 学校における危機管理マニュアルの定期的な検証と効果的な防犯訓練の実施 (3) 関係機関・団体が連携した学校通学路等の安全推進体制の整備 (4) 児童福祉施設等の安全の確保
2 子ども、女性等の安全確保に係る施策の充実	(1) 女性を対象とした防犯講話の開催と自分の安全は自分が守る防犯意識の高揚 (2) DV被害者の早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実 (3) 性暴力被害の潜在化及び被害拡大の防止 (4) 関係機関・団体の連携による見守り活動の充実 (5) 要保護児童対策地域協議会の活動強化 (6) 児童虐待の発生予防・適切な保護 (7) 関係機関が連携した情報モラル教育の推進及びフィルタリングの利用促進 (8) 成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の強化
3 高齢者、障がい者等の安全確保の推進	(1) 詐欺や悪質商法の被害を防止するための取組の実施 (2) 民生委員・児童委員による見守り活動 (3) 高齢者見守りネットワークの構築と見守り活動の促進 (4) 地域自立支援協議会との連携強化 (5) 社会福祉施設等の安全の確保

第4章 施策の推進

基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚

本県における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。住宅対象侵入窃盗、自転車盗、車上ねらい等の施錠をすることで被害を防止できる犯罪は、未だに無施錠による被害が多い状況です。

また、特殊詐欺被害の件数は減少していますが、新たな犯行手口の発生や金融機関・コンビニエンスストア等での声かけによる被害阻止事案も多く発生しています。

これらの犯罪については、手口の周知や積極的な相談などにより、一人ひとりが防犯意識を高めることで、被害を未然に防止することができます。

犯罪を防止するためには、県民一人ひとりが、地域で発生している犯罪や、自分でできる防犯対策に関心を持ち、「自分の安全は自分が守る」、「家庭の安全は家庭で守る」という防犯意識を高めることが大切です。

このため、県の広報媒体を利用したり、県内各地域で防犯教室を開催するなど、県民等へ情報提供、啓発活動を行い自主防犯意識の高揚を図ります。

推進施策1 自主防犯意識の啓発

1 施策の趣旨

防犯への取組の必要性を広く県民等に理解してもらうため、行政機関や関係団体と連携し、安全で安心なまちづくりに関する広報啓発活動を推進するとともに、防犯教育を推進して自主防犯意識の高揚を図ります。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
(1) 県の広報媒体による広報・啓発の推進 県民のあゆみやホームページ、SNS、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を用いて、防犯活動や防犯対策の必要性を広く県民等に広報します。	消費生活・地域安全課
(2) 地区公民館等における防犯出前講座（出前交番・駐在所）の開催 地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、地区公民館等が行う集会や研修会等に講師を派遣して、防犯出前講座等を実施します。	消費生活・地域安全課 地域課 生涯教育・学習振興課

施策の内容	担当課
<p>(3) 「各季地域安全運動」、「安全で安心なまちづくり推進期間」における広報啓発活動の実施</p> <p>各季地域安全運動や、安全で安心なまちづくり推進期間を中心に集中的な広報啓発活動を実施します。</p>	<p>消費生活・地域安全課 生活安全企画課 女性・若者活躍推進課</p>
<p>(4) 家庭教育講座等による家庭の教育力の向上</p> <p>幼稚園、保育所、学校、企業等を会場とした家庭教育講座や家庭教育支援者の研修会等を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。</p>	生涯教育・学習振興課
<p>(5) 市町村と連携した広報啓発</p> <p>各地区防犯協会連合会と連携し、地域の防犯活動状況を把握するとともに、地域における関係機関・団体とのネットワーク化を図り、防犯意識高揚のため広報啓発活動に努めます。</p>	消費生活・地域安全課 各総合支庁
<p>(6) インターネット利用に関する防犯意識の啓発</p> <p>インターネットを利用する県民や事業者等に対して、不正プログラムや不正アクセス等のサイバー空間における脅威の実態及びサイバーセキュリティに関する広報啓発活動を推進し、安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現を図ります。</p>	サイバー犯罪対策課

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
1	防犯情報発信取組市町村数	全35市町村	全35市町村	消費生活・地域安全課
2	県ホームページにおける防犯活動・防犯対策に役立つ情報の発信	—	年4回	消費生活・地域安全課

【説 明】

◎ 各季地域安全運動

犯罪や交通事故の防止、青少年の健全育成等のため各々の季節に行われている運動です。

○春 — 春の地域安全運動

(各地区の祭典や新学期の行事等を踏まえて設定)

○夏 — 明るいやまがた夏の安全県民運動

(7月21日頃～8月20日頃)

○秋 — 全国地域安全運動 (10月11日～20日)

○冬 — 年末地域安全運動 (12月11日～20日)



(明るいやまがた夏の安全県民運動出発式)

◎ 安全で安心なまちづくり推進期間

県では、安全で安心なまちづくりについて重点的に広報活動及び啓発活動を行うため、「全国地域安全運動」と連携した「安全で安心なまちづくり推進期間」を設けています。

推進施策2 規範意識の向上

1 施策の趣旨

「大人が変われば子どもも変わる県民運動」を通じて大人の規範意識を高めるとともに、家庭教育相談や子育て講座等を通じ家庭の子育て力の向上を図ります。

また、学校における非行防止教室や、薬物乱用防止教室等による非行防止教育等の更なる充実を図り、青少年健全育成指導、有害環境浄化活動、不良行為少年の補導活動、地域における子育て支援等少年の規範意識向上を図る活動を推進します。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
<p>(1) 学校における非行防止教室の開催</p> <p>小中学校や高等学校、特別支援学校その他の学校・機関において、学校の実態等地域の実情に沿った「非行防止教室」、「薬物乱用防止教室」、「情報モラル教室」を継続して開催し、児童生徒の規範意識の醸成と非行防止を図ります。また、指導者に対して、研修会を実施し専門的知識を高めます。</p>	<p>人身安全少年課 スポーツ保健課 義務教育課 特別支援教育課 高校教育課 学事文書課</p>
<p>(2) 関係機関と連携したSNS等に起因する少年の非行・被害防止対策の推進と情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校や高等学校、特別支援学校その他の学校・機関と管轄警察署、少年補導員、大学生ボランティア等が連携してSNS等に起因する少年の非行・被害防止対策活動を推進し、同活動を情報発信することで県民への周知啓発を図ります。 児童生徒の規範意識の向上と地域の非行及び犯罪防止機能の高揚、少年を見守る社会気運の醸成を図ります。 	<p>人身安全少年課 義務教育課 特別支援教育課 高校教育課 学事文書課</p>
<p>(3) 少年サポートセンターを中心とした少年補導活動等の展開</p> <p>少年サポートセンターを中心として、少年又は関係者からの相談受理、継続補導、少年の立ち直り支援、家出少年・要保護少年の発見保護、有害環境の浄化、少年の非行防止・被害防止広報啓発活動及び街頭活動を関係機関と協働で継続して展開します。</p>	<p>人身安全少年課</p>

施策の内容	担当課
<p>(4) 大学と連携した学生ボランティア参加活動の推進 県内の大学生を「少年警察大学生ボランティア」に委嘱し、少年の非行防止活動を通じて、非行を生まない社会づくりを推進します。</p>	人身安全少年課
<p>(5) 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進 県民全員の息の長い取組と大人が親として、地域社会の構成員として自ら姿勢を正し、子どもたちの良き手本となるよう、大人自身が社会のモラルやルールを守り、子どもたちを育てる健全な社会環境づくりを推進します。</p>	女性・若者活躍推進課 人身安全少年課 スポーツ保健課
<p>(6) 有害図書類の除去等環境の浄化 県内全域において、関係機関と連携して有害図書類の販売店舗等への指導を強化するとともに、児童生徒へのフィルタリング利用促進を図る広報を実施し、青少年の健全育成のための環境浄化活動を推進します。</p>	女性・若者活躍推進課 人身安全少年課 各総合支庁
<p>(7) “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の推進 いじめ・非行防止、根絶に向け、学校と地域が両輪となって県民運動を展開し、「いじめ・非行をなくそう」という意識の醸成を図ります。</p>	女性・若者活躍推進課 人身安全少年課 義務教育課 特別支援教育課 高校教育課 生涯教育・学習振興課 学事文書課 各総合支庁

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
3	高校における非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施率	82.2%	100%	高校教育課 学事文書課
4	薬物乱用防止教室推進研修会の開催	年0.75回	年1回	スポーツ保健課

【説 明】

◎ 少年サポートセンター

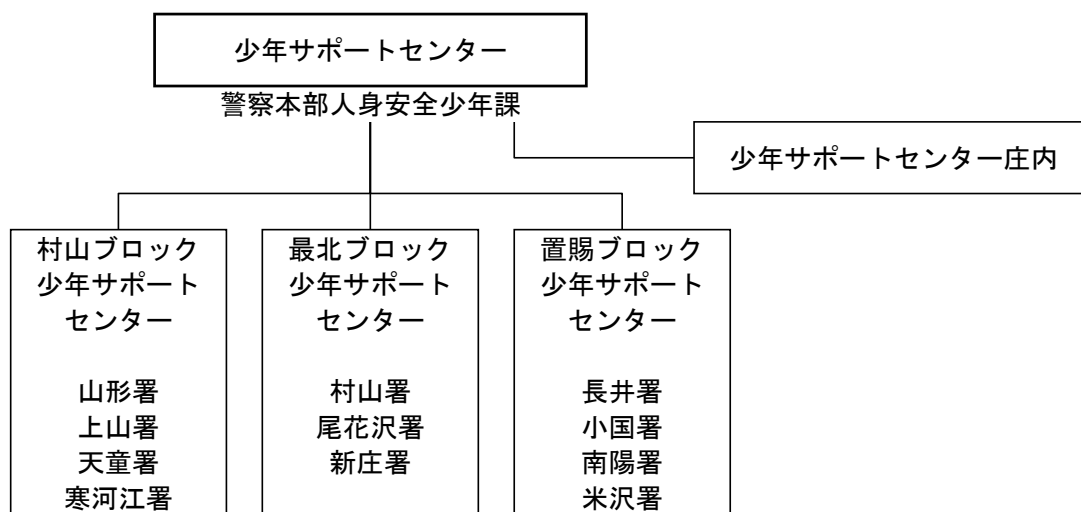
少年の非行を防止するためには、家出、喫煙、夜遊び等の問題行動の段階で、適切な対応を取ることが大切です。

また、犯罪等の被害にあった少年に対しては、早期に立ち直るための支援が必要となります。山形県警察少年サポートセンターは、将来を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、少年や保護者からの相談を受理して必要な助言を行うほか、他の公的機関を紹介するなど、問題を抱えた少年やその家庭を支援するため、警察本部人身安全少年課に開設されているものです。

令和2年4月、庄内地域を担当する「少年サポートセンター庄内」が開設されました。

その他のブロック（村山、最北、置賜）にも「少年サポートセンター」を開設しており、少年の立ち直りのための活動、保護活動、居場所づくり活動、少年相談の受理等のほか、警察職員とボランティアが連携して街頭補導や非行防止キャンペーン活動を行っています。

【少年サポートセンター概要】



◎ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

「子どもは社会を写す鏡」と言われるように、青少年の問題は、大人社会の問題を反映しているものであり、大人自身の生き方そのものが青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼします。

私たち大人は、その責務を自覚し、家庭、地域、学校、行政が連携を深め、青少年が心身ともに健全に育成できる環境を整えていくことが大切です。

山形県では平成12年度から同県民運動をスタートし、共催機関・団体をはじめ、家庭や地域、学校等県内各地で運動を展開しています。

◎ “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動

いじめ・非行は、山形県の将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、家庭・地域が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく必要があります。

山形県では平成25年から、県、教育機関、警察、青少年健全育成団体等が一体となり同運動を展開することにより、子どもたちが率先して運動に取り組むとともに、その取組を大人も共有・共感し、具体的な行動をとることにつなげています。

【活動紹介】

◎ やまがた被害者支援センターの活動

民間被害者支援団体「公益社団法人やまがた被害者支援センター」は、犯罪や交通事故の被害者及びその御家族に対して精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害回復や軽減に資することを目的とする団体です。

また同センターは、県からの委託を受け、やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」を運営しており、「SNS利用に起因する子どもの性被害防止のための広報啓発活動」にも精力的に取り組んでいます。

《主な活動》

- 県警と連携した少年非行・被害防止事業対策の推進と情報発信
- 教育委員会の協力を得て、県内全小学生（6年生）向けのリーフレットと保護者向けのチラシの配付
- 「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催



小学6年生向けリーフレット

推進施策3 地域安全情報の提供

1 施策の趣旨

地域の安全を確保するため、県のホームページや新聞、テレビ、ラジオ、SNS等あらゆるマスメディアを活用し、地域安全情報を提供します。

また、地域におけるネットワーク等が地域に根ざした情報の発信を行えるよう情報提供し、連携強化を図ります。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
(1) インターネット、マスメディア、SNSを活用した県民への情報提供 自主防犯活動に役立ててもらうため、被害の拡大が予想される犯罪や新たな手口等の情報を、ホームページや新聞、テレビ、ラジオ、SNS等の広報手段を通じ、タイムリーに情報提供します。	消費生活・地域安全課 生活安全企画課
(2) 交番・駐在所におけるミニ広報紙や電子メール配信による防犯情報の提供 ・ 県内の犯罪情勢など、防犯活動に効果的な情報について、交番・駐在所、署所在地勤務員が作成するミニ広報紙や交番速報等で情報提供します。 ・ 山形県警察電子メール配信システム「やまがた110ネットワーク」により、犯罪被害や交通事故の防止、子どもに対する声かけ事案の発生情報等の地域安全情報について、県民が必要とする情報に対応し、タイムリーな発信に努めるとともに、登録の促進を図ります。	生活安全企画課 地域課 人身安全少年課
(3) 防犯ボランティアや事業者等への防犯情報の提供 山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議構成団体の連携を強化し、防犯ボランティアや事業者等に対し防犯情報を提供します。	生活安全企画課 消費生活・地域安全課

【説 明】

◎ 山形県警察電子メール配信システム（やまがた110（いちいちまる）ネットワーク）

警察では、県内で発生した事件に関する情報提供や県民の皆様が犯罪被害に遭わないように、特殊詐欺等の発生情報を配信しています。

〈「やまがた110ネットワーク」は、下記に分類して情報を配信します。〉

- ① 事件手配状況・・・手配が必要な事件の情報
- ② 特殊詐欺発生情報・・・振り込め詐欺等の発生状況
- ③ 不審者情報・・・声かけ事案、不審者等の発生情報
- ④ 行方不明者手配情報・・・行方不明者の手配情報
- ⑤ 交通安全情報・・・交通事故の発生情報、交通取締情報等
- ⑥ 交通障害情報・・・交通障害の発生情報
- ⑦ 防災情報・・・自然災害の発生等の災害情報
- ⑧ 有害鳥獣出没情報・・・市街地等に出没した熊等に関する情報
- ⑨ ポリスインフォメーション・・・警察主催のイベント情報

を、**配信地域（県内14警察署）と組み合わせ**、必要な情報を選んで受信できます。

情報の発信事例

不審者情報について

From: 寒河江警察署

2021年4月6日 14:33

4月6日午前11時00分頃、町丁目地内において、見知らぬ男から自宅敷地内に入られる事案が発生しました。

男の特徴

- 年齢 不明
- 身長 170cm位
- 体格 中肉
- 服装 黒色ジャンパー、マスク着用

外出の際には、できるだけ複数行動を心掛け、少しでも不審に感じる出来事があった時は、すぐに警察へ通報をお願いします。

県内の未成年女子がSNSで知り合った...

From: 警察本部人身安全...

2020年10月6日 16:50

発生場所は、山形県から400km以上も離れている埼玉県～東京都でした。

SNSなどインターネットで知り合った人と会う行為は、誘拐などの事件に巻き込まれる危険があります。

守ってください！

S（知り合った人と会わない）
N（名前や住所を教えない）
S（写真や動画を送らない）

三ヶ条

人身安全少年課HPはこちら

=====

やまがた110ネットワーク

※ ご登録を希望される方は、下記メールアドレス宛に空メールを送信ください。

メールアドレス ypl@ox03.asp.cuenote.jp

基本方向 2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成

県内では、行政機関や事業者、防犯団体等が行う青色防犯パトロールによる子どもの見守り活動など、地域の安全を守る活動が展開されています。

県民一人ひとりが「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、地域における自主的な防犯活動に参加することは、犯罪を未然に防止するだけでなく、地域社会における絆の構築にも繋がります。

行政機関、事業者、自治会や町内会をはじめPTA、老人クラブ等地域で共同活動を行う団体が連携・協働し、地域における人と人との絆や地域社会への思いを深め、互いに助け、支え合う地域づくりを推進するため、事業者が行う防犯CSR活動や、日常生活の中で防犯の視点を持って子どもの見守り活動を行う「ながら見守り」等、県民、事業者、防犯団体、自治会等による多様な参加形態による自主防犯活動の活性化を図ります。

推進施策 1 地域における連帯意識の向上

1 施策の趣旨

県民等や、行政機関が連携し一体となって社会参加活動を活発に展開し、地域における連帯意識の向上を図ります。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
(1) 地域における先進的・効果的な防犯活動の紹介 県内で活動する防犯ボランティア団体や防犯CSR活動を紹介することで、団体間の連携や連帯意識の高揚を図ります。	消費生活・地域安全課 生活安全企画課
(2) 地域防犯活動を支える人材育成と研修会の開催 ・ 先進的、効果的な防犯活動等を紹介する研修会を開催して、活動の核となる地域防犯リーダーの育成と資質向上を図り、地域における自主防犯活動を推進します。 ・ 研修会等において、防犯活動マニュアルや防犯指針を活用し、防犯活動を支えるための人材育成を図ります。	消費生活・地域安全課 生活安全企画課

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
5	防犯ボランティア団体や事業者等の防犯活動の紹介件数	年3.5回	年4回	消費生活・地域安全課
6	防犯指導者等講習会の開催	年2回	年2回	消費生活・地域安全課

【説 明】

◎ 防犯活動マニュアル

地域住民が防犯パトロールを行うに当たって、防犯ボランティア団体を設立する方法、パトロールを行う際の着眼点・留意事項等を簡潔にまとめたものです。

◎ 防犯指針

犯罪防止や安全確保のために示した防犯指針（ガイドライン）です。

- ① 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場の構造、設備等に関する指針
- ② 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針
- ③ 学校等における児童等の安全確保に関する指針
- ④ 通学路等における児童等の安全確保に関する指針
- ⑤ 大規模小売店舗における防犯に関する指針
- ⑥ 深夜営業施設における防犯に関する指針
- ⑦ 山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針

【活動紹介】

◎ パトラン山形の活動

パトランとは、「パトロールランニング」の略称で、子ども、女性、高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、街を走って見守る防犯活動のことです。その活動は、平成25年に福岡県宗像市で誕生して以来、令和3年現在で、42都道府県にまで広がり、全国各地で様々な取組が行われています。

県内では、平成30年に「パトラン山形」が発足され、県内全域を活動範囲とし、令和3年現在で約80人のメンバーがそれぞれの居住地や勤務地で活動しています。

複数人で行う合同パトランを定期的に行い、防犯のみならず、反射タスキの配布による交通安全啓発やごみ拾い等にも力を入れ、地域の実情に合わせた取組を行っています。



活動状況

推進施策2 地域における防犯活動の促進

1 施策の趣旨

青色防犯パトロールや防犯CSR活動等の効果的な防犯活動の普及、防犯ボランティア団体等と連携した情報共有に努め、地域における防犯活動を促進します。

事業者等に防犯活動への理解と協力を求めて防犯責任者を設けるなど、地域社会全体で規範意識を向上する活動を推進し、多様な参加形態による防犯活動の活性化を図ります。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
<p>(1) 交番・駐在所との合同パトロールの実施</p> <p>交番・駐在所と防犯ボランティア等による地区内の防犯パトロールを継続して実施するとともに、情報交換や自主的な防犯活動の取組を推進します。</p>	地域課
<p>(2) 青色防犯パトロール活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯ボランティア等による青色回転灯装備車の更なる普及と支援に努め、地域における活動の活性化を図ります。 広報・警戒用ステッカーを貼付してのパトロールや青色回転灯装備車両の導入等により公用車の積極的な活用を図ります。 	消費生活・地域安全課 生活安全企画課
<p>(3) 事業所等における防犯責任者の配置</p> <p>事業所等における防犯活動を推進するため、防犯責任者の配置を促進し、情報提供等を行い資質の向上を図ります。</p>	消費生活・地域安全課
<p>(4) 地域における防犯ボランティア団体等への支援</p> <p>「安全で安心なまちづくり」を促進するためには地域の実情に応じた防犯活動が不可欠であり、地域防犯体制の要となっている防犯ボランティア団体等（防犯協会、青色防犯パトロール隊、子ども見守り隊等）の方々が誇りと自信を持って一層生き生きと活動できるような環境づくりに向けて、市町村とともに支援していきます。</p>	消費生活・地域安全課

施策の内容	担当課
<p>(5) 多様な参加形態による防犯活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢世代、現役世代、学生、事業者等に「ながら見守り」の働きかけを行い、地域全体の防犯への意識付けや活動参加を促進します。 ・ 事業者による防犯CSR活動の促進に努めます。 	<p>消費生活・地域安全課 生活安全企画課</p>

【説明】

◎ 青色防犯パトロールについて

青色回転灯装備車（通称 青パト）を使用し、地域の防犯パトロール等を行うことです。

地域で活動している自主的な防犯パトロールに使用する自動車に、青色回転灯を装備したいとの要望が多く寄せられたため、警察庁と国土交通省の間で協議の結果、一定の要件の下で、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することが認められました。

青色回転灯を装備してパトロールを行うことは、住民の間に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与するとともに、犯罪企図者に対する抑止効果もあるものと考えられます。

認定の要件は下記のとおりです。

- ① 防犯団体が、次のいずれかの要件に該当すること
 - ・ 県又は市町村
 - ・ 県知事、市町村長、警察署長等から防犯活動の委嘱を受けた団体
- ② 自主防犯パトロール活動等の実績及び活動計画から、継続的な活動が見込まれること
 - ※ 配達や通勤等の他の業務を兼ねて行うことはできません
- ③ 自主防犯活動を実施中、予想される事案に対し適切に対応できると認められること
- ④ 自主防犯活動が適正な方法で実施されると認められること

(例) 回転灯は自動車の屋根に装着又は取り付ける、自主防犯パトロール以外には点灯させない、車体に防犯団体の名称やパトロール中であることを表示する、活動時は警察本部長が交付する「標章」や、「パトロール実施者証」を携行する。

証明書の交付を受けた団体は、各自動車単体に運輸支局等（軽自動車は軽自動車協会）において自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けることで、当該車両に青色回転灯を装備しての公道走行が可能となります。



基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

暗がりや見通しが悪い場所、侵入犯罪にぜい弱な建物等は、犯罪を誘発するおそれがあります。

地域における自主防犯活動の促進とともに、行政や県民等が地域の安全を確認し、現場防犯点検の実施と防犯設備等の整備改善を促進して、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の取組を推進します。

防犯カメラについては、プライバシー保護の観点から指針に基づき、適正な管理・運用について広報・啓発を行います。

推進施策1 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

1 施策の趣旨

行政や県民等が地域の安全を確認し、防犯のために必要な設備等に関する指針に基づき、道路、公園、駐車場や駐輪場（以下「道路等」という。）の維持管理に努めます。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
(1) 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の維持管理 通学路の安全性を確保するため、道路等の施設を適切に維持管理するほか、安全点検等を含め定期的なパトロールを実施します。	道路保全課 都市計画課
(2) 防犯設備等の整備・改善の促進 市町村や関係団体に対して、研修会や防犯出前講座等を活用し、防犯指針に基づき、道路等の見通しや照度の確保、地下道・空き家等の危険箇所の適切な管理、必要な箇所への防犯ベル・赤色灯、女性・子どもの安全に配慮した郊外における暗がり対策として照明設備の設置等地域の安全点検の実施を働きかけ、防犯設備等の整備・改善を促進します。	消費生活・地域安全課

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
7	県が管理する道路の定期パトロール	年4回	年4回	道路保全課
8	道路等現場防犯点検の実施市町村数	全市町村	全市町村	消費生活・地域安全課
9	県が管理する公園の日常点検	年12回	年12回	都市計画課

【説 明】

◎ 防犯出前講座

県や県警では、地域住民の防犯意識の高揚を図り、地域の自主防犯活動を促進するため、地区公民館等で行う集会、研修会等に、要望に応じ「出前講座」を実施しています。

〈対象集会、研修会について〉

講師派遣の対象となる集会、研修会等は、防犯を主な目的とするものはもとより、高齢者講座、スポーツ・レクリエーション講座等目的は問いません。

〈講座内容について〉

- ・身近な犯罪に対する防犯対策講座
- ・悪質商法詐欺対策講座
- ・住まいの防犯対策講座

〈申込方法〉

消費生活・地域安全課又は最寄りの警察署生活安全課、交番・駐在所にお申込みください。

推進施策2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

1 施策の趣旨

住宅の防犯性能を向上させるため、住宅に関する防犯の指針の認知度向上と普及を図り、防犯性の高い住宅の普及に努めます。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
<p>(1) 住宅防犯に関する情報提供</p> <p>ホームページ、研修会や街頭広報、相談窓口等において、住宅における防犯対策を積極的に紹介し、被害の未然防止を図ります。</p> <p>【主な防犯対策の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建物の開口部の強化・ 周辺からの見通しを良くする・ 開口部までの侵入し易いルートを作らない	消費生活・地域安全課 生活安全企画課 建築住宅課 各総合支庁
<p>(2) 関係機関・団体等と連携した防犯設備・機器の普及</p> <p>防犯設備に関する専門的な知識を有する防犯設備士や警備業者、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者と連携し、防犯性能の高い設備・機材の普及に努めます。</p>	消費生活・地域安全課 生活安全企画課

推進施策3 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上

1 施策の趣旨

犯罪を減少させ、安全で安心な地域づくりを推進するため、金融機関、深夜営業施設等について、防犯設備や通報体制の整備、店舗等の構造等、設備に関する防犯上の対策を図り、犯罪を防止するとともに利用者及び従業員を犯罪から守る施策を推進します。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
<p>(1) 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導</p> <p>金融機関や深夜営業施設等、防犯体制の強化が求められる業種との連携を強化するとともに、防犯協議会等防犯ネットワークの加盟を促進し、防犯設備の整備・改善及び従業員等の安全指導を徹底して防犯対策の強化を図ります。</p>	<p>生活安全企画課 通信指令課</p>
<p>(2) 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進</p> <p>犯罪発生情報を迅速に提供することで、犯罪被害の防止を図るとともに、防犯資機材の導入と適切な管理運用を働きかけるなど、犯罪の被害に遭いにくい防犯環境の整備促進を図ります。</p>	<p>生活安全企画課 通信指令課</p>
<p>(3) 強盗対応訓練や特殊詐欺阻止訓練による緊急時の適切な対応の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> 強盗対応訓練を実施するほか、防犯資機材の設置や管理状況等の指導を行い、緊急時の適切な対応の習得を図ります。 水際での被害防止対策を強化するため、特殊詐欺被害が疑われる金融機関窓口での高額出金者や、コンビニエンスストアにおける高額電子マネー購入者への対応訓練を実施します。 	<p>生活安全企画課 通信指令課</p>
<p>(4) 大規模小売店舗の防犯対策への協力</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく届出があった場合、防犯設備の充実、施設管理の強化、緊急通報体制等について協力を求めています。</p>	<p>商業・県産品振興課</p>

施策の内容	担当課
(5) 事業所等における防犯環境の醸成と防犯意識の啓発 犯罪を減少させ、安全で安心な地域づくりを推進するため、事業所等における防犯性を向上させる防犯環境の醸成と防犯意識の啓発に努めます。	消費生活・地域安全課 生活安全企画課

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
10	対象店舗に対する防犯指導の実施	全店舗	全店舗	生活安全企画課

推進施策4 防犯カメラの適正な設置・運用の啓発

1 施策の趣旨

平成31年2月に、県が策定した「山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針」に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラの適正な設置・運用を啓発します。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
防犯カメラの適正な設置・運用の啓発 <ul style="list-style-type: none">行政、事業者、各種団体等に対し、犯罪抑止効果の高い防犯カメラの道路等への適正な設置・運用について啓発をします。防犯カメラの有効性とプライバシーの保護等との調和を図り、適正かつ効果的に運用するため「山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針」の周知に努めます。	生活安全企画課 消費生活・地域安全課

基本方向 4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

犯罪の被害に遭わないためには、まず、「自分の安全は自分が守る」ということが重要であるものの、子どもや女性、高齢者、障がい者等は犯罪被害の対象となりやすく、安全を確保するための特別な配慮が必要です。

そのため、関係機関・団体や地域住民、警察等が連携・協力して地域全体で子どもや女性、高齢者、障がい者等の安全を確保する活動を促進します。

推進施策 1 学校・通学路等における子どもの安全確保

1 施策の趣旨

学校や児童福祉施設、通学路等において子どもが犯罪被害にあわないよう安全で安心な学校・通学路等づくりを進めるとともに、地域における子ども見守り活動の充実を支援します。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
(1) 研修会の開催による学校安全ボランティア等の人材育成 学校・家庭・地域の連携強化に努め、学校の安全活動を充実するための考えや進め方に関する方策を学び、情報の共有化を図ることで、地域ぐるみでの児童生徒の犯罪被害の未然防止と安全・安心を確保します。	スポーツ保健課 生活安全企画課 人身安全少年課 消費生活・地域安全課
(2) 学校における危機管理マニュアルの定期的な検証と効果的な防犯訓練の実施 ・ 県内の学校における危機管理マニュアルの実効性を確保するため見直しを図るとともに、マニュアルに基づく訓練を実施します。 ・ 危機管理マニュアル・学校安全計画を作成する際は、防犯教育等を盛り込むよう周知し、効果的な防犯訓練等を実施します。 ・ 関係機関・団体が連携し、地域全体で、子どもが安全な生活を送るための基礎力を養う「安全教育」を推進します。	スポーツ保健課 学事文書課 生活安全企画課 人身安全少年課 消費生活・地域安全課

施策の内容	担当課
<p>(3) 関係機関・団体が連携した学校通学路等の安全推進体制の整備</p> <p>関係機関・団体のネットワークを整備し、意見交換・情報共有等を通じて地域ぐるみで子どもの安全確保を図る見守り活動を推進します。</p>	<p>スポーツ保健課 生活安全企画課 人身安全少年課 消費生活・地域安全課</p>
<p>(4) 児童福祉施設等の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの安全を確保するため、重要凶悪事件等の発生情報に基づき構築した緊急連絡体制を活用し、各市町村と連携しながら、発生情報について関係施設に連絡するとともに、避難等の適切な措置を講じることができるよう支援します。 就学前児童が利用する施設における防犯に向けた取組が一層充実するよう、市町村を通じて周知していきます。 	<p>子ども保育支援課 子ども家庭支援課 人身安全少年課 消費生活・地域安全課</p>

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
11	公立学校における子どもの安全教育の実施	—	100%	スポーツ保健課

推進施策2 子ども、女性等の安全確保に係る施策の充実

1 施策の趣旨

女性や子どもを犯罪の被害から守るため、「自分の安全は自分が守る」意識の高揚を図るのみならず、行政機関や、事業者、地域活動団体、地域住民等が一体となった地域ぐるみで支え合う活動が促進されるよう、啓発活動を推進するとともに防犯上必要な情報を提供します。

また、令和4年4月からの改正民法の施行による成年年齢引下げに伴い、18歳及び19歳の若年者には未成年者取消権が非適用となることから、若年者が消費者被害や消費者トラブルに遭わないようにするため、若年者への消費者教育を強化します。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
<p>(1) 女性を対象とした防犯講話の開催と自分の安全は自分が守る防犯意識の高揚</p> <p>女性を対象とした防犯講話を行い防犯意識の向上を図るとともに、女性を対象とする犯罪を未然防止するための広報啓発など諸対策を図ります。</p>	<p>消費生活・地域安全課 人身安全少年課 スポーツ保健課</p>
<p>(2) DV被害者の早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実</p> <p>関係機関等における早期発見・通報の理解を促進するとともに、緊急に保護を要する被害者がいる場合の迅速で安全な保護体制の充実を推進します。</p>	<p>子ども家庭支援課 人身安全少年課</p>
<p>(3) 性暴力被害の潜在化及び被害の拡大の防止</p> <p>性犯罪や性暴力被害者から被害直後から総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、捜査関連支援、法的支援）を提供するなど、被害者への支援を充実するとともに、被害の潜在化の防止や心身に対する被害の拡大の防止を推進します。</p> <p>令和3年10月1日からは、政府において、夜間休日に性犯罪・性暴力被害に関する相談を受け付けるコールセンターを開設し、本県でも、やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」の電話相談受理時間と合わせて、24時間365日の電話相談に対応しています。</p>	<p>消費生活・地域安全課</p>

施策の内容	担当課
<p>(4) 関係機関・団体の連携による見守り活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域の連携により、地域ぐるみの見守り活動の充実を図ります。 学校、地区住民、事業者等と連携し「こども110番連絡所（車）」、「地域見守り隊」等による子どもや女性の安全確保を推進します。 現役世代のボランティア活動を支援して、活動の活性化を図ります。 	<p>生活安全企画課 スポーツ保健課 消費生活・地域安全課</p>
<p>(5) 市町村における児童虐待の対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の調整機関担当者を対象に専門的な研修を実施することにより、対応力の強化を支援し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。 児童相談所の担当職員を派遣し、市町村の児童相談担当者等への助言指導を行うなど運営を支援します。 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置を支援します。 	<p>子ども家庭支援課</p>
<p>(6) 児童虐待の発生予防・適切な保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等関係機関と連携し、発生予防から早期発見・早期対応、適切な保護指導、アフターケアに至る一連の施策を推進します。 児童虐待防止のシンボル「オレンジリボン」を活用した児童虐待防止啓発活動を推進します。 医療機関との連携による妊産婦のメンタルサポートや産後うつの早期発見・早期支援を行います。 専門職員の増員、人材育成の強化等、児童相談所の対応強化を図ります。 里親制度を推進するとともに、施設の自立支援機能の充実を図り、虐待などにより家庭で生活することができない子どもの自立支援を強化します。 	<p>子ども家庭支援課 人身安全少年課</p>

施策の内容	担当課
<p>(7) 関係機関が連携した情報モラル教育の推進及びフィルタリングの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室の開催や、教育委員会・学校等関係機関と連携し、SNS等に起因する犯罪被害の防止のため、情報モラル教育を推進します。 ・ 保護者に対してペアレンタルコントロール（青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）の理解促進及び児童生徒へのフィルタリング利用促進を図る広報を実施するほか、携帯電話販売事業者への協力依頼と情報提供を行って利用を促進します。 	<p>人身安全少年課 女性・若者活躍推進課 高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 学事文書課</p>
<p>(8) 成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の強化</p> <p>令和4年4月からの改正民法の施行による成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害の未然防止を図るため、若年者が使用しているSNSなどを活用した消費者教育を強化します。</p>	<p>消費生活・地域安全課</p>

3 数値目標

番号	施策目標	現 状 (第3次平均)	令和8年度	担当課
12	子ども見守り活動の実施率	100%	100%	スポーツ保健課 生活安全企画課

【説 明】

◎ こども110番連絡所

「こども110番連絡所」とは、子どもが何らかの事件、事故等に遭った、又は遭いそうになった場合の緊急避難場所として協力を得ている場所です。

日中の時間帯に不在とならない、地域の一般家庭、商店、事業所等に設置しており、子どもが助けを求めてきた場合には、その安全を確保するとともに、警察、学校、家庭等必要な場所への連絡を行ってくれます。

連絡所には、右記のプレートが掲示されています。



推進施策3 高齢者、障がい者等の安全確保の推進

1 施策の趣旨

防犯上、特に配慮を要する高齢者や障がい者等が、地域において安全で安心して暮らすことができるよう、訪問活動の実施や様々な広報媒体、会合等を活用しての情報提供により犯罪被害の未然防止を図ります。

また、関係機関や行政等が連携し、社会福祉施設等における防犯対策を図り安全確保を推進するとともに、地域におけるネットワークを図るなど、身近な地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを促進します。

2 施策の内容

施策の内容	担当課
<p>(1) 詐欺や悪質商法の被害を防止するための取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺や悪質商法について、交番・駐在所、署所在地勤務員によるミニ広報紙により情報提供を行います。 地区公民館等が行う集会や研修会等に、講師を派遣する防犯出前講座を実施し、高齢者等の防犯意識の高揚を図ります。 迷惑電話防止機能付き電話機等の有効性の周知、普及促進を図ります。 	<p>地域課 生活安全企画課 消費生活・地域安全課</p>
<p>(2) 民生委員・児童委員による見守り活動</p> <p>活動のPRや研修の実施等、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを行いながら、市町村や自治会等の関係機関と連携し、地域における高齢者や障がい者等の要援護者の見守り活動を行います。</p>	<p>地域福祉推進課</p>
<p>(3) 高齢者見守りネットワークの構築と見守り活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内全市町村で組織されている民生委員や地域住民、社会福祉協議会等が中心となる高齢者見守りネットワーク組織の活動を通じて、高齢者虐待などの早期発見、見守り活動を行います。 高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村における「消費者安全地域協議会」の設置や円滑な運営を支援し、相互連携を図るため「山形県消費者安全確保地域協議会（仮称）」を設置し、県内における見守り体制の構築を推進します。 	<p>高齢者支援課 生活安全企画課 地域課 消費生活・地域安全課</p>

施策の内容	担当課
<p>(4) 地域自立支援協議会との連携強化</p> <p>障がい者への支援体制の整備を図るため、市町村が設置する地域自立支援協議会において、保健、医療、教育機関との連携強化を図ります。</p>	<p>障がい福祉課 消費生活・地域安全課</p>
<p>(5) 社会福祉施設等の安全の確保</p> <p>社会福祉施設等における施設などの防犯措置の徹底とともに、緊急時における職員間の連絡体制や警察等関係機関への迅速な通報体制の構築、不審者の発見等防犯面での地域住民やボランティア等との連携体制の強化を促進し、入居者・利用者の安全確保を図ります。</p>	<p>障がい福祉課 高齢者支援課 消費生活・地域安全課 生活安全企画課</p>

数 値 目 標 一 覧

番号	施 策 目 標	基準年次	目標年次
基本方向1 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚			
1	防犯情報発信取組市町村数	全35市町村 (第3次平均)	全35市町村 (令和8年度)
2	県ホームページにおける防犯活動・防犯対策に役立つ情報の発信	—	年4回 (令和8年度)
3	高校における非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施率	82.2% (第3次平均)	100% (令和8年度)
4	薬物乱用防止教室推進研修会の開催	年0.75回 (第3次平均)	年1回 (令和8年度)
基本方向2 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成			
5	防犯ボランティア団体や事業者等の防犯活動の紹介件数	年3.5回 (第3次平均)	年4回 (令和8年度)
6	防犯指導者等講習会の開催	年2回 (第3次平均)	年2回 (令和8年度)
基本方向3 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備			
7	県が管理する道路の定期パトロール	年4回 (第3次平均)	年4回 (令和8年度)
8	道路等現場防犯点検の実施市町村数	全35市町村 (第3次平均)	全35市町村 (令和8年度)
9	県が管理する公園の日常点検	年12回 (第3次平均)	年12回 (令和8年度)
10	対象店舗に対する防犯指導の実施率	100% (第3次平均)	100% (令和8年度)
基本方向4 防犯上配慮を要する子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保			
11	公立学校における子どもの安全教育の実施率	—	100% (令和8年度)
12	子ども見守り活動の実施率	100% (第3次平均)	100% (令和8年度)